

平成27年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年9月3日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 北村五十鈴	2番 稲垣 誠亮
	3番 栢木 進	4番 岩井智恵子
	5番 中塚 尚憲	6番 山本 剛
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
	11番 欠 員	12番 市木 一郎
	13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 河野 司	18番 坂口 哲哉
	19番 高橋 繁夫	20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長 選挙管理委員会書記長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
教育部長	澤 嘉彦	政策調整部次長	瀬川 俊英
総務部次長	寺田 実好	環境経済部次長	竹中 宏
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第62号から議第87号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他25件)

質疑

第3 議第62号、議第86号及び議第87号

(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他2件)

討論、採決

第4 議第63号から議第73号まで

(平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他10件)

決算特別委員会付託

第5 議第74号から議第85号まで

(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他11件)

常任委員会付託

第6 請願第1号

(国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書)

常任委員会付託

第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(梶山幾世君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(梶山幾世君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(梶山幾世君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第12番、市木一郎議員、第13番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(梶山幾世君) 日程第2、議第62号から議第87号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)他25件を一括議題とします。

ただいま議題となっております議第62号から議第87号までの各議案について質疑を行います。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) おはようございます。

議第63号平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてを質問いたします。

平成26年度は安倍政権が誕生して1年、集团的自衛権の閣議決定や4月から消費税の8%増税が行われました。また、生活保護費や年金の引き下げなどがあり、暮らしが大変になりました。法人に対しては復興特別法人税を前倒しして廃止をしましたが、国民には所得税は25年、住民税は10年間復興税が加算されています。また、自動車取得税の減税で地方税が減収になることをカバーするために軽自動車税の引き上げが行われました。

決算書を見ますと、3,600万円の減収で2,650万円となっていました。結果はさらに減収になり2,099万円となっており、25年度の決算では5,125万円であったのが2,099万円となっており、25年度対比では実際は2,475万円の減収となりました。引き替えに軽自動車税が増税されましたが、244万円でしかありません。地方自治体の財政は苦しくなりました。また、法人税は景気の回復と減税の効果などで前年に比べ2億6,000万円ふえました。全体的に見ていただきたいんですけども、平成17年、合併のときからのを見ていただきますとおわかりのように、一番下が法人税です。

法人税がリーマン・ショックでぼーんと落ちました。それ以後上がりまして、こういうふうな形になっていますが、その前のところにまでとても到達していないというのが現状であります。上のこの部分、これは固定資産税です。固定資産税はもう平均して推移していますし、黒が個人市民税です。リーマン・ショックで落ちたといっても、法人と比べればそう落ちていない。けども、全体的に落ちていっているという状況ではあります。この地方交付税が緑でありまして、地方交付税はこのときにふえまして、こういう形で今推移しているというのが現状であろうかと思えます。主な歳入といたしまして、ちょっと細かいんですけども、まあ細かいので、あんまりわかりませんね。こういう形で毎年推移をしております。

基金ですが、この基金はこのリーマン・ショックのときに財政的に使わなければならない状況になりまして、どーんと基金は落ちました。それ以後、基金がちょっとずつちょっとずつ。以前のリーマン・ショック前の基金よりも、今、基金は26年度では最高の状況で積んであるというのがこの平成17年からの現状であろうかというふうに思えます。野洲の財政状況が見られる部分であります。

こういうような状況であります。何点か質問したいと思えます。消費税が8%になったことに伴って、1回ぼっきりの臨時福祉給付金を出しました。予算案では給付は2億1,300万円、事務費で2,700万円でした。決算では給付は1億3,254万円、事務費は2,650万円でした。このことについて質問したいと思えますが、低所得者に対する対象は6,644人、老齢年金や特別障がい者の方は500円が加算され、1万5,000円となっています。申請率が78.5%でした。子育て世帯臨時特例給付の対象者は6,591人で、申請率が97.8%であります。この申請率の大きな違いは何が原因なのか、お尋ねいたします。

2つ目に対象者の数がほとんど同じであり、低所得者の特別障がい者の方にとっては1万5,000円は大きな支援だと思えます。老齢年金や特別障がい者の方で申請されていない方に対してどのような手だてがとられたのか、お尋ねをいたします。

次に、同和地区産業就労対策費550万円が出されています。この事業の終結に伴い、地元との協議が行われていると考えますが、現状はどのような状況か、お尋ねいたします。

次に、図書館費におきまして、来館者の減少になっておりまして、それに伴って貸出冊数も減少しています。その原因は購入図書との連動しているのではないかと考えますが、常に魅力ある図書館にする必要があるのではないかと考えますが、来館者の減少をどのように分析

されているのか、また今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、直営になってから文化ホールの利用者の減が続いています。連動して収入も減っていますが、この原因は何なのか、今後、どのような展開を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、議第64号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねいたします。国保財政調整基金への繰り入れは6,785万円行われ、基金残高は2億9,600万円となっています。27年度に1億1,700万円取り崩すことが予定されていましたが、今回の補正予算で基金に繰り入れが行われ、取り崩しは7,500万円となります。27年度末で2億2,000万円の基金残高となっており、1世帯1万円引き下げても6,300万円あればできます。27年度予算の議論では医療が伸びるので、引き下げられないと言っていました。引き下げが可能でありました。少しでも加入者の負担を軽くするために引き下げるべきですが、見解を求めます。

医療費を抑制するために保健指導は重要だと思います。野洲市は保健師さんの働きかけで健診率は50%以上であり、県下の中でもトップクラスです。保健指導該当者も年々減っているというものの、これは成果が出ている結果だというふうに考えます。しかし、気になるのが健診を受けて保健指導を受けている方が平成20年度には8.1%が26年度では36.8%と上がっており、これも働きかけの成果だと思いますが、63.2%の方が受けていないという状況であります。ここが上がれば医療費の抑制がさらに進むと考えますが、どのような対応が考えられているのか、お尋ねいたします。

次に、人間ドックが3年に1度という状況になりました。26年度決算では141件の利用ですが、3年目の方で再受診の方が何件で、新規の方が何件か教えて下さい。そして、この中で治療が必要になった方、そしてまた早期発見に結び付いたという方は何人おられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についての1点目の申請率の違いについてのご質問にお答えをいたします。

臨時福祉給付金の給付対象者は市民税が課税されていない方等でありまして、子育て世帯臨時特例給付金は平成26年1月分児童手当受給者が対象となっております。2つの給付金につきまして、同じ時期に同じ通知方法で申請書を発送し、広報やポスター等におい

でも同時に掲載してまいりました。このようなことから、違いにつきまして1点考えられますことは児童手当受給者に対しましては児童手当現況届の案内時に子育て世帯臨時特例給付金のお知らせを同封して通知をしていることから、申請に対する意識が高かったこと、また同年代の方々の中で情報が共有されたのではないかと考えております。

次に、申請されていない方に対しての手だてにつきましてですが、未申請者に対しましては11月から12月上旬にかけて、申請勧奨文と申請書を同封し、再度お送りを行いました。当初及び再通知につきましても介護保険や特別障害者手当等の送付先を設定されている人には家族や支援者にお送りするなど、可能な限り個別対応を行い、1人でも多くの方に申請していただくように努めたところでございます。

続きまして、議第64号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の財政調整基金の取り崩しによる国保税の引き下げについて、昨年度には国保の広域化前に財政調整基金を取り崩して国保税の減額ができないか検討をしていましたが、広域化時期の延伸や医療費の高騰といった状況の変化によって想定していた基金適正額の算定や取り崩しの前提条件が当てはまらなくなったため、最終的には断念をしたところでございます。

一方、そもそもの発端となりました国保の広域化については当初市町村の国保特会の廃止も想定されていましたが、本年5月に成立いたしました改正国保法では引き続き国保特会を維持して市町村が直接保険給付を行うこととなっており、税の賦課徴収や都道府県への納付金納付などとあわせて、これまでどおり財政の運営責任が残ることになりました。そのため、財政の安定運用を第一に考えるならば、明確な基準はないものの、保険給付費の1カ月分程度の現状並みの財政調整基金を持ち続けることが望ましいと考えます。以上のことから、現時点において財政調整基金を取り崩して税を引き下げることが想定しておりません。

2点目の保健指導に関するご質問についてお答えをいたします。特定保健指導は特定健診と共に平成20年度から各医療保険者が主体となって実施することとなったもので、これまで特定保健指導を受けやすい体制づくりに努めてきた結果、市の目標値が達成できたものと分析をしているところでございます。しかし、対象者の約6割の人がまだ保健指導を受けられていない状態であることはご指摘のとおりです。そのため、今後は実施機関や医師会等の関係機関と連携を図りながら、特に参加率が低い年代である40代、50代の

人を優先的に丁寧な勧奨を行っていきたいと考えております。また、時間的な制約を受ける特定保健指導への参加は本人の健康保持に対する理解や参加意思に大きく左右されることから、ほほえみやす21健康プラン推進事業や各地域での健康を考える会と連動して、健康意識の底上げを図りながら保健指導の啓発を強化していきたいと思います。

3点目の人間ドック助成に係るご質問にお答えいたします。平成26年度の人間ドック受診者141名のうち、過去に助成を受けられたことのある人は58人、今回新規で受診された方は83人でございます。また、治療が必要になった人や早期発見に結び付いた人の人数ということですが、人間ドック費用助成の目的は特定健診と同様に生活習慣病の発症予防や重症化予防のための特定保健指導へとつなげていくことであり、人間ドックの健診結果から疾病が発見できた人や治療を開始した人の追跡調査は行っておりません。

なお、人間ドック受診者の中で本来の目的である特定保健指導の対象となった人の人数につきましては、平成26年度は18人で、このうち保健指導を実施した人は5人でした。

以上、野並議員のご質問についての回答とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての同和地区産業就労対策費についてのご質問にお答えいたします。

大型共同作業所運営補助金として支出しました同和地区産業就労対策費の550万円につきましては大型共同作業所の指定管理者である野洲市（同和）産業振興会及び和光興産と廃止に向けて説明し、協議を進めている状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、図書館の来館者数、貸出冊数の減少についてのご質問にお答えをいたします。

図書館の来館者数、貸出冊数はご指摘のとおり減少傾向にあります。これは全国的な傾向で、全国統計でも滋賀県統計でも数年前から減少傾向となっております。ただ、人口5万人以上6万人未満の全国88の自治体の中で、25年度の統計でございますけれども、当市は貸出冊数が全国2位というふうになっております。図書購入費は減らしておりませんので、水準以上の購入冊数を維持しておりますので、来館者数等の減少の理由ではないと考えております。また、インターネットやスマートフォン等の普及により、ある種の情報

については図書館に来て本を借りなくても入手できることがふえてきました。若者の読書離れも言われているところです。全国的な傾向を見たとき、こうした社会的な変化が影響していると思われます。今後の取り組みにつきましては図書館をもっと利用していただけるよう、ホームページや広報等を利用したPRを工夫していきたいと考えております。また、子どもへの働きかけは特に大切です。学校と連携して、クラスへの団体貸し出しや職員がクラスを訪問して本を紹介するブックトークの取り組み等を進めてまいります。

次に、文化ホールの利用者の減少についてのご質問にお答えします。

野洲文化ホール、野洲文化小劇場において平成26年度は25年度と比較して入場者数と使用料収入が減少しております。この要因としましては平成25年度に計5回1,834人の利用があった大口の利用企業が営業不振になり、平成26年になって利用がなくなったことなど、需要の減少が影響したものでございます。また、利用ごとの平均入場者数が減っており、行事そのものの小規模化の傾向が背景にあるものと考えられ、直営化が原因ではありません。今後は文化振興を全体として市民への広報、啓発活動に努め、発表の機会を提供するなど、魅力ある事業の展開に努力してまいります。

以上、回答とします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 1点目の低所得者に対する給付の分ですが、12月に勧告書などを送って働きかけたということですが、これだけの違いが出てくるという、しかも、額は減りましたが、今現在、やっていますね、今年度も。26年度だけでなく、27年度も行っていきますので、同じことをやっていたのではこのような差の開きになるというふうに思うんです。ですから、去年と同じ状況ではなく、さらに何らかの対応が必要ではないかというふうに思います。非課税世帯とか老齢年金特別障がい者の方というのはなかなか1人で市役所まで来て、申請をしてとかというふうなんやら、そういう勧告の手紙が届いてもそれを理解し、申請をしていくとかいうところ辺がかなり大変な層というのか、そういう年代というのか、ではないかなというふうに思います。ですから、もう少しわかりやすい形で、しかも、申請のそれも市役所のところに来なければならないみたいではなくて、何らかの形で自宅からできるか、何らかの形が必要ではないかというふうに思います。1万5,000円からの部分も、これだけ国は一応予算を見たんですから、本来本当に100%受け取っていただくということが必要ではなかったかというふうに思うんですが、今現在、もう行われていますので、これに対してどうされるのか、再度質問をいたします。

それと、図書館の部分に関しましては活字離れというのがあるので、傾向としてはあるのかとも思います。野洲は相当今までから頑張っている図書館事業は行って来たというふうに思うんですけども、今、答弁があったように学校との連携、ブックトークの取り組みとかいうふうなのともあわせて、活字離れを防いでいく、小さいときから、やはり活字に触れていってもらいたいということをしないと、もうどんどんと離れていってしまうようにも思いますので、やはり図書館の役割というのが本当に大きな役割やというふうに思います。ですから、学校でクラスみんなが図書館に来て調べたりとか、そういうことはされていると思うんですけども、もう少しいろんな形で学校との連携を図っていくということも必要やというふうに思います。それと、今年からですか、時間を短くされましたね。それで多分、今年の傾向はさらに借りる人が減っている、来る人も減っているという状況ではないかと思うんですけども、今現在、4、5、6、7、8、5カ月ぐらいでどういう傾向になっているのか、ちょっとそれもわかれば教えていただきたいと思います。

それと、文化ホールの件ですが、やはり所得が減ってきている、消費税もふえて8%になっているというような状況で、文化ホールを借りるのではなくて、もう少し安いところでという傾向もあるかというふうに思うんです。ですから、小劇場にしてももうちょっと使いやすいといいましょうか、あそこは照明やら、もう要らんから室内だけの電灯だけでいいからと言うても、何か技術士に来てもらわんとあかんので、それにお金がかかりますというふうなね。という形で何か小劇場という形ですから、普通のコミセンみたいな使い方ができないような状況になっています。普通コミセンやと、そんな技術者も要りませんから、そんな費用はかからないんですけどね。何かもう少し安くできるような、そういうようなことをすれば、私は利用者の減ではなくて、いろんな形でいろんなことをされている方がもっと利用できるのではないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

国保の問題ですが、結局、基金はもうそのまま引き下げには使わないということですが、けども、2億2,000万円からの基金残高で、そりゃ、国保の運営そのものについてはお金があれば綱渡りしなくてもいい状況になっているんだと思うんです。事務方にとってはぎょうさんあった方が心配なくいけるというふうな思いでしょうけども、やはりぎりぎりでも国保税が高いという認識を持っておられたら何とかしてやろうというふうな形に働かないんでしょうか。私は、やはり、払う立場ですからね。ですから、やっぱり本当に所得の2割ぐらい国保税で払わんならんというところ辺をもう少し下げあげるということはここやったら、まだできると思いますので、できないことを言っていないと思うんですけ

ども。考えていないということなんですけども、草津市は確か国保1万円ほど引き下げがありましたね。そういう形で少しでも還元をしようということになっていると思うんですけども。検討をしていただきたいんですけど。本当に重くのしかかっている層がありますので、検討していただきたいと思います。

それと、保健指導のところ辺は本当にまだ6割の方が保健指導を受けていないということですので、ここらあたりを本当に何とかもうちょっと上げていく、丁寧な健康指導をしていくということですので、まだ40代、50代というと、働いておられる方なので、保健指導が平日の時間帯なんですね、保健師さんに連絡をとっても。そうすると、やはりいてない、根本的にそんな時間はなかなかとれないという状況ですので、ここら辺あたりの方々のどういう時間帯ならば保健指導に来てもらえるのか、保健指導ができるのか、そういうニーズの調査をしないと無理だというふうに思います。ですから、そこまできめ細かなちょっと分析なり、ニーズ調査なりが必要であろうかと思しますので、ご答弁お願いします。

○議長（梶山幾世君） 野並議員、あくまでも平成26年度の決算についてでございますので、執行部には答えられる範囲で答弁をしていただきます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 野並議員のまず1点目の給付金の関係の方で、高齢者への対応ということで再度ご質問いただきましたことについてお答えをいたします。

この高齢者等の対応につきましては今年度の介護関係団体、また団体にも制度の説明をして、利用者にこういう制度があるのでということをお伝え下さいというようなことをお願いしておりますと共に、健康福祉部内の全職員を対象に研修もしております、その中で各所属の職員が、例えば家庭児童相談所の職員であれば、訪問等をするとき、障がい者自立支援課の職員が相談や手話通訳をするとき、また地域包括センターが訪問等のときにおのおの該当高齢者の方々にこの制度について説明をし、申請等がされる方についてはということで指導をさせていただいているところでございます。

次に、国保の安定化につきましてですけども、基金の取り崩しをして税額を下げることは一過性のもので基金がなくなればまたもとに戻さざるを得なくなりまして、被保険者の負担が不安定になってこようかと考えられますので、現段階としては現状を維持して、広域化の議論も、そういうのも進めながら慎重に判断をしていきたいなど、このように考えております。

それと、保健指導の方につきましては時間的なこともご指摘をいただきました。そのこともさることながら、やはり本人さんの保健保持への気持ちというか、参加意欲、健康意識というのがなかなか若い方々にそこにはないというところもございますので、そこら辺を啓発していきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） それでは、図書館の関係なんですけども、学校と連携した取り組みということで今後さらに取り組みを強めていきたいというふうに考えております。

それと、開館時間の変更についてのご質問をいただきましたけども、ちょっと明確ではないんですけれども、現在のところ、大きな影響は出ておりません。

それと、ホールの関係なんですけども、コミセンと小劇場との比較をいただいたんですけども、利用される方のそれぞれの目的なりに合わせて使い分けていただくというような形でお願いしたいというふうに考えております。

それと、館の使用状況についても触れさせていただいたんですけど、これは年度によって大きく変わってくるという部分がございます、例えば大ホール、小ホール、文化小劇場、今年度に入りまして、4月から8月の5カ月間を見てもみますと、去年は3,491人の方にご利用いただいたんですけども、今年は6,066人というような形になっておりまして、それぞれの年によって大きなぶれが出てくるということでご理解をお願いします。

○議長（梶山幾世君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 委員会付託されて、委員会での議論があらうかと思っておりますので、委員会でまた質問をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） おはようございます。

議第82号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について質問します。

今回の手数料一部改正はマイナンバー制度移行に伴うものですが、そもそもマイナンバー制度は導入を決めたイギリスでも人権侵害の危険と巨額投資がかかり過ぎるとして廃止され、アメリカでも毎年30万件の情報流出で個人情報が悪用されています。国の初期投資は3,000億で稼働費用にも300億円、これだけの莫大な投資をして一たび情報漏えいが起これば、国民の個人情報が限りなく流出する危険があります。ウイルスに感染す

る可能性も潜んでいます。この制度移行に伴う大企業の準備も大変です。大企業だけでなく、中小零細企業、全ての企業が行う必要があり、最近の新聞調査では準備完了している企業は2.8%とほとんどの事業所が準備ができていません。

情報を一括管理して利用する行政には業務の効率が図れ、便利なものであっても、市民にとっては情報漏えいのリスクが広がり、何のメリットもないのではないのでしょうか。2016年税の源泉徴収票や健康保険の被扶養者届などにマイナンバーを記載することが義務付けられます。現行法でも証券、信託の購入や生命保険の契約にマイナンバーを知らせることが法定化されています。今後、銀行の貯金も把握できるカードにしようとしています。国外に資産を持っている方の把握が確立されないなら、一般国民だけの情報となり、大資産家優遇となります。また、安倍政権の成長戦略、日本再興戦略では今後さらに戸籍、パスポート、証券などにもマイナンバー利用が拡大するとし、2019年に法改正を行うとしています。今後、徴税強化と介護、医療保険の利用料アップに使われることになるのではないかと危惧します。

何より心配なのが情報の漏えいです。これまでの住基ネットは自治体だけ、内部でしたが、今後は民間の事業所にも広がるため、流出のリスクは格段に増します。また、住基ネットでさえ不正取得やカード偽造が起こっており、2009年から12年までで不正取得が226件、そのうち成り済ましは103件です。住基ネットの取得率は5%程度にもかかわらず、成り済まし事件が起こっています。

マイナンバーは4つのリスクがあります。1点目は情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能、2点目は意図的に情報を読み取る人がいる、3点目は1度漏れた情報は流通、売買され取り返しが付かない、4点目は情報が集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすい点です。この点からこの制度は中止すべきと考えますが、どのように認識されているのか、お聞きします。

2つ目に今年10月から全ての国籍を持つ市民にマイナンバーが通知され、来年1月から個人に送付される通知カードは各個人に送付されるのか、また家族一括にして送られてくるのでしょうか。長期間遠方で働くなど、住所と実際に住んでおられる場所が違った場合、どちらに届くのか、お尋ねします。

3番目に通知カードの発行は手数料500円ですが、窓口で市民が払う金額は幾らか、お聞きします。マイナンバーカードは手数料800円ですが、認証が付いて窓口負担は実際には1,000円と市民にはわかりにくいと思いますが、いかがですか。

4番目として、生まれたての赤ちゃんから高齢まで全ての方が対象となりますが、赤ちゃんは大人になるまで本人は使えませんし、高齢者の中には介護の必要な方やひとり暮らしの方もおられ、通知カードの保管は困難であると想定されます。紛失すれば、通知カードもマイナンバーカードも再発行が必要となり市民に負担が発生するので、このような方法ではその都度市民の負担を押し付けることになるのではないのでしょうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 議員の皆さん、おはようございます。

野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

議案質疑としてお尋ねいただいた事項のうち、議案に関連する3点についてお答えをいたします。したがって、2点目からの答えになります。通知カードの送付方法につきましては世帯ごとに封入された封筒で簡易書留により住民票の住所に郵送されます。

3点目の通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料については、これはいずれも無料でございます。今回、条例で提案していますのは再交付時の手数料で、通知カード500円、個人番号カードが800円でございます。お尋ねのとおり、電子証明書が搭載された個人番号カードを再発行する場合は本条例案で規定する個人番号カード再交付手数料800円に電子証明書の再発行手数料200円を合わせて1件当たり1,000円の手数料をいただくこととなります。わかりにくいのではないかとということですが、現在、運用されております住民基本台帳カードの再交付に際しましても、市窓口ではカードの再発行手数料と電子証明書の再発行手数料を合わせる形でいただいております、わかりにくいといったご意見はありません。したがって、ご指摘いただいているようなことはないと考えております。

紛失に係る再交付についてですが、まず個人番号が記載された通知カードと個人番号カードは初回は無料で交付されますので、大切に保管していただくことが必要となります。その上で紛失された場合においては、その紛失された方から再交付手数料のご負担をいただくと、こういうこととなります。

なお、個人番号につきましてはコンビニ交付でありますように今後さまざまな場面でご利用いただくこととなりますけれども、その取得は義務ではなくて、申請によるものでもありますことや、現在の住民基本台帳カードも再交付手数料をいただいていることから、紛失された方にご負担いただくことにより、公平性を担保すべきと考えます。

なお、赤ちゃんは大人になるまで使わないということなんですけれども、カード自体は使わへんかもわかりませんが、番号については番号法の施行に伴い、いろんな機会に提示を求められることが想定されます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 1番は議案質疑の範囲に入らないということでお答えできないということで、さっき言うたこと、これはリスクがあるということだけは指摘していきます。

2番目ですけども、書留で届くということですが、この場合、例えばひとり暮らしで、もう今、外国に行っておられて帰ってくるのが半年とか1年先とか、そういうふうとか、またひとり暮らしで長期入院されているときなどは本人に届くことができるんでしょうか、お聞きします。

それと、赤ちゃんの場合もその番号がつくられていきますが、その場合、例えば成人になったときに何らかの不慮の事故とかで両親もおられなくてももう本人だけしかいないとか、そういった場合、やっぱりカードがわからないようなことも起こり得ます。そのようなときはどのようにされるんでしょうか、お聞きします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 届かない場合につきましては、これは一旦市役所の方に返ってきます。その後、またうちの方で調査をするなりして、本人さんに連絡をするということになります。

そして、赤ちゃんの場合でご両親がというようなことなんですけれども、これについては後見人なり、適切な保護者の方が付くことになると思われまますので、その方に託すという形になると思われまます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 後見人とかというのは今出ましたけど、そういうのがいっぱいありますけども、後見人がその情報を流したりとか、そういうこと、例えば後見人の弁護士さんが何か悪用されたとかいうのもいろんなニュースで聞きますし、そういうことが起こらないのかどうか、そういうリスクはあると思えますけども、それらに対しての対策とかいうのはされているんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君）　ちょっと答えにくいんですけど、マイナンバーに限らず、どのような場面でもそういうことが実際起こっていますが、それについては本来のそれぞれの弁護士なりのモラル、そういうのがあっての前提の上に立っていますので、それを確信的に悪用するものについては残念ながらその手だてがないというふうに思われます。

○9番（東郷正明君）　いずれにしてもそういうリスクがあるということだけを指摘しておきます。

以上です。

○議長（梶山幾世君）　次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君）　議第85号おうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることに対する議案質疑を行います。

まず1点目に、この自治体クラウドは野洲、守山、栗東、草津、湖南の5市でハードウェアを共同利用することによりシステム開発に係る経費が割り勘となり、一定の経費削減となることは理解できますが、同時にさまざまな問題点を含み、市民の個人情報を大きなリスクにさらすことにもつながることになり得ます。よって、以下の4つの点について質疑を行います。

まず1点目に、システムそのものは5市で統一ということですが、具体的には何の事業や施策の統一となるのかをお尋ねします。

2点目に、制度の改正があった場合、修正プログラムに新たに大きな費用が必要になるのではないかなと思うので、その点に関してもお尋ねします。

3点目はシステムの共同利用によって講じられるセキュリティ対策をどのように行うのかを伺います。

最後に、4点目に、システムを移行されるときの人的負担も含め、導入後のメンテナンス費用など、実践事例などの検証はされているのかを伺います。

○議長（梶山幾世君）　総務部長。

○総務部長（川端弘一君）　議員の皆さん、おはようございます。

それでは、太田議員のおうみ自治体クラウド協議会の設置に関する協議につき議会の議決を求めることについての議案質疑にお答えをいたします。

まず、1点目のお尋ねのシステムそのものの具体的な事業の内容及び施策の統一となるのかというご質問でございますが、まずかねてから今年度の当初予算でも議案質疑をいただきまして、非常に関心をお持ちいただいていることにお礼を申し上げますと共に深い見識

もお持ちだという前提でお答えをさせていただきます。

自治体クラウドで共同利用を予定している業務につきましては、住民基本台帳や宛名管理などの住民情報システム、あるいは個人住民税や固定資産税などの税務システム、国民健康保険や介護保険などの社会保障システムなどの40業務でございます。また、今後、共同利用により経費節減、あるいは経費の削減、事務の標準化など、同様の効果が見込まれるものにつきましても、順次共同化の検討を行ってまいります。

なお、事務の標準化は図ってまいります、各市が行っております施策の統一については現時点では考えておりません。

それから、2点目の修正プログラムの経費についてでございますが、単独で修正委託を行う場合に比べまして、共同利用で行う方が割り勘勘定が働きまして、より安価に対応できるものと認識してございます。

それから、共同利用におけますセキュリティー対策でございますが、行政機関専用で利用しております総合行政ネットワークのASPサービスに登録されておりますデータセンターを利用することから、国基準に準拠したデータ管理と災害時におけるデータの保護が可能となります。構成5市では現行の各単独システムに比較してより堅牢で安全性が高いというふうに判断いたしまして、クラウド化を決定したものでございます。

次に、システム移行時の人的負担を含め、導入後のメンテナンスの費用などの実践事例検証でございますが、総務省が策定いたしました電子自治体の取り組みを加速するための10の指針の中で自治体クラウドの導入による効果が示されておきまして、先進事例として幾つかの自治体の紹介がされる中で、そこで紹介された取り組みも参考にしながら湖南地域情報システム共同化連絡協議会におきまして、各市の既存事業者などに対する情報提供依頼を行い、その上で実現の可能性や導入後の運用、保守経費などの検証を行ってきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） まず1点目に関してですが、現在40事業ということで、今後、効果あるものはふえていく可能性もあるということですが、一番聞きたかったのはその施策の統一ということで、危惧していたのはそれぞれの自治体には独自性があるって、さまざまな施策をされていますね。僕もあんまり全ては把握していませんけど、人工透析されている方に対するガソリン代の補助だったり、いろんなことをされているんですけど、

そういったものまでも統一されてしまったということを危惧していたんですけど、今のご答弁で今は考えていないという認識でよろしいですね。

2点目なんですけど、制度の改正があった場合の修正プログラムの費用ということで単独で行うより共同の方が安価になるということで、確かにそうなんですけど、会派勉強会でちょっとこのことに関して質問させてもらって、田中課長が答弁されていたんですけど、今、例えば、制度そのものは、システムそのものは今、NECさんとか富士通さんとかでプレゼンの最中で、要は昔みたいな1社の言いなりになるような、専門用語で言われていたベンダーロックは起きずに、オープン系で価格競争が正しく起きるということを言われていて、それも理解しました。なんですけど、今度、そのことによって1社が決まりますね。決まった後の制度を確立した後の修正プログラムをする場合に、要はその1社の言いなりになってしまう可能性があるのではないかと。要は、専門的なノウハウとか、技術者というのは行政には今のところおられないので、そこら辺は決まってしまった1社の言い値になってしまう可能性もあるのではないかと思うんですけど、そのことに対してまたちょっとご答弁をお願いします。

セキュリティ対策は国基準でされるということですが、先ほどの東郷議員が質問していたマイナンバーと同じような危惧がありまして、要は大きなシステムになるイコール大きなリスクを背負うということですね。そこら辺がそういうことを徹底していくということですが、国基準が安全だということですが、担保というものがあるのかどうか、ここら辺もちょっと危惧するところなんですけど、その点に関しても、どう考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（梶山幾世君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 再質問で2点お尋ねいただいております。

修正プログラムを、いわゆる制度の改正等で必要となった場合に既にシステムを委託しております業者の言いなりにその費用がならないかという、ご懸念でございますけれども、制度の改革なりはおおむね法制度の改正によるものが大きいと思います。その場合、全国的、全ての自治体においてそういった修正業務が発生することになりますので、したがって、標準的な改修費用というのは自ずから見えてくると思いますし、5市で検討してまいりますので、その辺のところは適正な価格になるように交渉はできると思いますし、業者の方も今申しました理由からむちゃな提案というか、見積もりは出せないというふうに認識しております。

それと、大きなシステムになったら大きなリスクというのは確かにデータがたくさん集積したら、それだけ狙われやすいとか、破るといふか、それを効果といふか、大きいといふ、そこはできますが、ただ、大きなシステムになって、それぞれの、例えば野洲市が単独で現在使っているシステムに対するセキュリティーと今度の新しいクラウドによるセキュリティーを比較した場合、数段的にクラウドによって採用するシステムのセキュリティーの方が高いといふのが事実でありまして、総務省の方も一定の基準、先ほど申しました基準を示しておりますので、そういった基準を十分満たしたサーバーを保管する業者を選定することに当然なまゝまいりますので、サーバーを保管する業者をこれから決めていくんですけども、そういったセキュリティーの高さといふのも当然のことながら、決定の対象となりますので、少なくともご承知いただいていると思いますが、現在のシステムよりも数段セキュリティー度は高いといふふうに思っております。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 大きなシステムになるから、さらに安全が高いシステムにということですが、今後、海外企業の参入といふものが想定されますね。となると、国内だけではなくて、世界的にといふところでは大きな保証が強くなっても、リスクの大きさがそれ以上のものが起きるので、そのことを今、うちの方で言うてもあれでしょうけど、そういった問題点などもはらんでいるので、今、もう答弁はいいんですけど、また踏み込んで委員会の方がまたお聞かせ願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（梶山幾世君） 日程第3、議第62号、議第86号及び議第87号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）他2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第62号、議第86号及び議第87号の各議案は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議第62号、議第86号及び議第87号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第62号、議第86号及び議第87号の各議案については通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

お諮りいたします。まず、議第62号専決処分につき承認を求めることについて、野洲市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第62号は原案のとおり承認されました。

次に、議第86号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第86号は適任とすることに決しました。

次に、議第87号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は適任とすることに決しました。

（日程第4）

○議長（梶山幾世君） 日程第4、議第63号から議第73号まで平成26年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他10件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第63号から議第73号までの各議案は会議規則第39条第1項ただし書の規定により、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議第63号から議第73号までの各議案は議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第5)

○議長(梶山幾世君) 日程第5、議第74号から議第85号まで平成27年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他11件を一括議題といたします。

ただいまから議題となっております議第74号から議第85号までの各議案は会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(梶山幾世君) 日程第6、今期定例会において受理した請願1件は既に配付いたしました請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

(日程第7)

○議長(梶山幾世君) これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第19番、高橋繁夫議員。

○19番(高橋繁夫君) 皆さん、おはようございます。

第19番、高橋繁夫であります。トップバッターで質問させていただきます。

今年も暦の上では夏が終わりました。今年は節目の夏ではなかったと感じております。原爆投下、そして終戦から70年、また甲子園の高校野球では100年目の夏をよく耳にいたしました。そういう意味で70年、100年という節目であったと申し上げたわけがあります。特に今年のテレビ放映では終戦に関わる番組が多く、番組を見ておりますと、あの苦難から日本はよく立ち直ったものと平和な日々の中で感じたものであります。

それでは、質問に入ります。その前に篠原駅舎の橋上駅が9月19日に完成し、供用開始を迎えることになりました。南口広場は平成28年3月、北口広場は平成28年度までに完成となります。私も篠原駅舎につきましては篠原学区の大きなプロジェクト事業でございまして、当然、学区民の方々の熱望がされました事業でありました。このことを受けまして、振り返りますと、1期目の平成22年3月議会から3回質問させていただいております。今回、橋上駅の完成を迎えることができましたのも、全会派、関係者の方々のご尽力のたまものと厚く感謝申し上げます。

まず1点目に、公立小学校の統廃合について質問させていただきます。

文部科学省が公立小中学校の統廃合に関する基準を約60年ぶりに見直し、教育委員会が小中学校の統廃合を検討する際の指針となる定義を今年の初めに公表されました。1学年1学級以下になった場合を目処に統廃合を含めた検討を自治体に求めているものであります。文部科学省によりますと、小学校の児童数は昭和30年代初めには約1,340万人でありましたが、平成25年には約656万人と半数以下になっております。同様に中学生もピーク時の半数以下となっております。今後さらなる少子化が見込まれ、学校統廃合は地方だけではなく、都市部でも大きな課題となっているところであります。

さて、その手引きの内容ですが、小学校では6学級以下、中学校で3学級以下の学校は統廃合の適否を速やかに検討する必要があると明記されております。また、通学範囲の条件を緩和して、より遠方の学校と統廃合、集約されております。一方で、学校を存続させる場合の対応策も盛り込まれています。公立学校の統廃合につきましては市区町村の教育委員会に決定権があり、県下では甲賀市教育委員会が今後10年間で現在23区ある小学校を12校に統合する幼保小中学校再編計画が策定されております。この手引きによりますと、小規模の課題として人間関係が固定されやすい、学校行事が制限される、教職員が確保しにくいなど、約40項目が挙げられており、特に1学年1学級を維持できない小中学校については教育上の課題が極めて大きく、統合の適否を速やかに検討する必要があると指摘されております。公立小中学校の全体の7.6%に当たる2,286校が該当しているそうであります。

学校は言うまでもなく、協議の場であり、本市では住民の交流の拠点となっているコミュニティセンターと基本的に隣接しており、地域の交流機能もあわせて持っているとはいえ、また災害時の避難場所の役割も担っております。適正規模の教育を望む保護者と地域社会の確保を残した住民が交錯することも他の府県では見られ、地域全体にとって重要な課題となっております。そこで、本市では篠原小学校と三上小学校が6学級であります。現在、教育委員会では統廃合の適否を検討されているのか、現在の検討状況をお尋ねいたします。

また、この小学校の統廃合につきましては地域の活性化にも大きく影響しますし、それだけでなくとも人口減少が進み、沈滞傾向にある篠原学区と三上学区が活性が強く望まれておりますことから、私は小学校を存続させることを希望しておりますが、その存続させる場合の対応策の検討状況もあわせてお尋ねいたします。

次に、2点目の質問といたしまして、野洲クリーンセンターダイオキシン類調査結果に

ついて質問いたします。

去る8月21日の全員協議会におきまして、現在の野洲クリーンセンターの解体工事計画を今後策定するに際しましてのダイオキシン類の調査結果について報告を受けました。この調査は焼却処理施設内に付着したダイオキシン類濃度に応じて管理区域を設定し、作業者の暴露防止対策及び解体工法の選定が必要となるため、事前の調査として施設内のダイオキシンの測定が行われたものであります。また、施設による周辺環境の影響を事前に把握するため、センターの敷地境界においても大気中及び土壌中のダイオキシン類について測定が行われました。特に敷地境界内でのダイオキシン類の測定の結果については全ての地点で環境基準値を下回っていましたが、一部の敷地境界ポイントで調査基準値を超過した旨の報告を受けたところでございます。

野洲クリーンセンターのダイオキシン問題については3年前の平成24年8月議会においてクリーンセンター横の水路及び下流の砂防沈砂池で環境基準値に近い値が検出されたことから、質問させていただきました。そのときの議事録を再度確認いたしました。そのときの当時の環境経済部長の答弁では「地元自治会の皆様に安心いただけ、ご理解がいただけるよう努めてまいります。お互いが信頼できる環境を築きながら」と答弁されております。今回の調査の結果は大篠原自治会の苦渋の中で最終的には新クリーンセンター開設に協力いただいた経緯を考えますと、野洲市のクリーンセンターに対する姿勢を問われるのではないかと懸念いたしております。

そこで、3点にわたって質問させていただきます。土壌測定値は920ピコグラムで環境基準1,000ピコグラムを確かに下回っておりますが、一般的には基準値の100分の1とかであると私は率直に思っております。基準値に近い値であることから不安を与えるのではないかと思っております。そこで、今回の測定値が高いのではないか、また健康に支障がないかをお尋ねいたします。

2、今回の数値の高い原因はダイオキシン類対策、平成13年度以前に煙突から排出されたばいじんが堆積したものと推測されると報告しております。詳細については早急に大篠原地域環境保全対策委員会で検証の上、関連法令に基づく調査指標確認調査において確認を行うとされていますが、今回は確認だけで対策は解体のときに実施するのか。また、雨水などの流出により下流には影響が出ないものなのか。また、その対策で一番肝心なことは煙突から排出され、ばいじんが堆積された土壌をどうするのであるか。場外へ排出されるのか。

3、当然、地元大篠原にはぜひこの件は報告されているはずであるが、大篠原はどのような反応をされているのかをお尋ねいたします。

最後に、道路整備の課題案件について質問いたします。

都市基盤整備事業の大きな事業のうち、道路整備事業については国道8号バイパスをはじめ、鋭意進めていただいているところであります。しかし、課題となっているものの、事業がなかなか進展を見ない事業も見受けられます。県道野洲中主線が最たるもので、JR琵琶湖線の高架は完成したものの新幹線の国道側の土地はいまだに用地買収が完了されておりません。この用地については過去に議会でも質問させていただいたところで、ここ3年間程度進展が見られないように見受けられます。事業を所管する国県事業対策室では国道8号バイパスや県の道路、河川事業を抱え、努力はされておりますが、成果は厳しいものがあると言わざるを得ません。この県道野洲中主線の未買収地の進捗状況についてお尋ねいたします。

また、国道8号の小堤地先の、歩道マウンドアップ形式で狭小であり危険な状況で、この事案を過去にも質問いたしました。国道8号を管轄する国土交通省滋賀国道事務所では県下の道路状況からさまざまな現場を抱えておられ、一朝一夕では解決できないと思われませんが、小堤自治会も毎日の生活の安全に関わることから改修を望まれております。そこで、現在の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねいたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、高橋議員の公立小学校の統廃合についてのご質問にお答えをいたします。

篠原小学校は今年度通常学級は各学年1学級で、6学級、在籍している児童数は各学級20名以上であります。それに特別支援学級が2学級ありまして、合わせて8学級です。三上小学校は通常学級が7学級、在籍している児童数は各学級20名以上となっております。特別支援学級の2学級を合わせて9学級でございます。

住民基本台帳をもとに、今後6年間の推計では篠原小学校に入学する児童数は毎年20名余り、三上小学校に入学する児童数は毎年30名前後で推移をしております。複式学級が発生する可能性は低いと考えております。よって、野洲市におきましては、現時点では小学校の統廃合は考えておりませんし、存続させる対応策もここで申し上げるものはありません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 2点目の高橋議員の野洲クリーンセンターダイオキシン類調査結果につきましてのご質問につきましてお答えを申し上げます。

野洲クリーンセンターの解体計画にあわせて敷地内において土壌中及び大気中のダイオキシン類を測定した結果、調査しました4地点中1地点におきまして基準値1,000ピコグラム対しまして920ピコグラムが検出されました。これにつきましては平成24年度に発生いたしましたセンター下流の砂防沈砂池における底質ダイオキシン類の環境基準値超過の事案に続きまして、地元大篠原自治会の皆様には再びご心配をおかけすることになり、おわび申し上げます。

野洲クリーンセンターにおいては昭和57年の操業当初から法令及び地元協定遵守に努めており、施設からの排ガス等については細心の注意を払い、適正な処理を遂行しているところでございます。特に平成24年度の底質ダイオキシン類の事案以降、運転の方法及び機能の保全是もちろんのこと、監視箇所及び詳細な作業工程に至るまで改善を行い、ダイオキシン類をはじめとした公害要素の漏出、漏えい防止に関して管理の再徹底を図っているところでございます。

1点目のご質問でございます。920ピコグラムが環境基準値に近いと高いのではないかと、また健康への支障をお尋ねいただきましたが、去る8月31日に開催されました野洲市大篠原地域環境保全対策委員会においても、この値は環境基準値に近く異常な数値であり看過できないため迅速かつ適切な情報公開を行うこととされてございます。この数値につきましては一般地域も含めた全国的な土壌中ダイオキシン類の値と比較しますと、相当高い値であると言えますが、健康への支障につきましては中央環境審議会での土壌の直接摂取に係る環境基準値の設定に係る答申、また環境省のダイオキシン摂取量データをもとに算定いたしますと、一生涯、70年間でございますけれども、920ピコグラムの土壌に居住したとしても人の1日耐容摂取量の約60%の摂取量となるため、健康への支障は生じないものと考えてございます。委員会においてもそのことはご確認をいただいております。

次に、2点目のご質問ですが、委員会において土壌中ダイオキシン類が発生した原因の推定、平成24年度に発生した底質ダイオキシン類事案に関する土壌の流出による影響の確認、調査指標確認調査の範囲及び920ピコグラムの地点付近の応急措置等につきまして

て検証及び確認をいただいたものでございます。委員会におきましては、今回の主な原因につきましては特に昭和57年の操業当初から平成元年までの煙突からのすすの堆積によるものと推測されるとの見解でしたが、しかしながら、平成24年度の底質ダイオキシン類の発生原因でありました灰運搬車両の洗浄による影響についても否めず、また逆に底質ダイオキシン類の発生原因について対策以前のすすが山水路に行った可能性も考えられることから、次の委員会で調査指標確認調査の結果も踏まえて再度ご確認いただくことになったものでございます。

ご質問の今回は確認だけで対策は解体時に実施するののかにつきましては、これも委員会でご確認いただいたところでございますが、高い値が検出された地点は非常に強固な地盤でございます。過去から流出の事実はございません。今後において土壌から下流域の底質への移行の可能性がないとは言えないため、応急対策として可能な範囲でシート等による被覆を行うことが望ましいとされましたので、クリーンセンターにおいても既に対応をしたところでございます。

また、雨水の流出による下流への影響につきましては平成24年度の底質ダイオキシン類の事案以降、継続的にモニタリングを実施しており、現時点では土壌から下流への水質及び底質への影響はないことを確認いただきました。

今後の調査指標確認調査の結果が判明いたしましたら、再度委員会におきまして、今後の対策についてご審議いただくこととしてございます。

なお、環境基準値を超過した場合、委員会でのご審議をいただきますが、一般的には環境省のマニュアル及びガイドライン等に基づきまして、汚染範囲確定調査を経て範囲を特定し、その後は土壌の掘削除去対策、あるいは原位置での浄化対策などにより対策を講じることとなりますが、現時点では場外へ搬出するかどうかについてはその対応方法によるものとなります。

3点目の地元大篠原自治会に関するご質問でございます。8月23日に対策委員会・環境整備委員会合同会議においてご説明申し上げました。また、8月27日は隣接土地所有者の大篠原生産森林組合役員会においてご報告及び調査指標確認調査に対するご協力をお願いしたところでございます。地元の皆様からは高い値が検出されたことについて市の緊急対応、危機管理体制の改善などについてご指摘をいただいております。また、大篠原生産森林組合からも風評被害等の懸念をいただいておりますことから、誠意を持って対応したいと考えてございます。なお、きめ細かく報告及び協議をさせていただくことで、地元

の皆様は安心いただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 高橋議員の3点目の道路整備の課題案件についての県道野洲中主線未買収地の進捗状況についてお答えをいたします。

新幹線から国道側の土地につきましてはなかなか合意に至らず隘路要因となっております。高橋議員からも再三ご質問をいただいております。そうしたことから、当該企業と交渉を重ね、ようやく補償及び用地価格で合意を得られました。このことから合意の条件である隣接地代替地取得のために地権者と交渉を進め、この8月初旬にて全ての地権者から土地提供の内諾が得られた状況でございます。現在、契約事務を進めており、今月末を目標に用地補償契約を締結する予定でございます。代替地造成後に当該企業の構造物移転が完了し次第、平成28年度完了を目途に道路整備工事に入る予定であります。

次に、国道8号の小堤地先の歩道改修についてであります。この地域のマウンドアップ型の歩道改修につきましては以前から地元からも要望をいただいております。道路管理者であります国道事務所と地元自治会長と現場で立会をさせていただき、協議を重ねてまいったところでございます。その結果、今年度において今現在、過去から車両の出入りに利用されていない、いわゆる5カ所、この部分について少しでも歩きやすくするためにも切り下げ部分のかさ上げ工事、これを今年度実施していただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 答弁いただきましてありがとうございます。

まず、小学校の統廃合であります。教育長から篠原、三上小学校の統廃合は今現在のところ考えていないということでございまして、誠にありがとうございます。いずれにいたしましても、篠原学区及び三上学区の人口減少は深刻な状況であると私は思っております。小学校の存続に神経をすり減らしておりますが、両学区とも希望の灯はともっていると私は確信しております。三上学区であれば、国道8号バイパスの現在進めていただいておりますこの事業を起爆剤にバイパス沿いの都市計画を考えていただき、土地利用の活性化対策につながれば、三上学区の展望はあると思っております。

また、同様に篠原学区ですと、篠原駅の橋上化が完成し、南駅が開設されます。これを機会に南口や北口周辺の本市の都市計画を企画していただく。現在の都市計画マスタープ

ランには篠原駅南口の計画がそのように描かれております。その実現になれば、篠原学区も展望は開けると私は考えております。今申し上げましたプロジェクトの実現化に向けて、微力ながら今後も頑張っていきたいと思っております。

次に、県道野洲中主線の未買収地については事業所の理解が得られたということでありまして、多少時間がかかりましたが、所管いたしました都市建設部、国県事業対策室のご苦勞に感謝申し上げます。

また、国道8号の小堤の安全対策については特に危険な箇所の安全対策が図られるということで念願の事業の着手いただけるということで地元も喜んでいただけていると思っております。あわせて、感謝申し上げます。

最後に、クリーンセンターのダイオキシンについて特に懸念しておりました。人体に影響はしないというものであり、また雨水などで下流には影響しないということでひとまず安心いたしました。現在、新クリーンセンターの建築に係るタイミングであるだけに篠原学区全体に波風は立てたくないと思っております、とりあえずほっとしております。しかし、8月31日に開催されました野洲市大篠原地域環境保全対策委員会の結果が気になりますので、もう少し明細に再質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 高橋議員の再質問の中で、8月31日の大篠原地域環境保全対策委員会における確認事項でございますが、当日、主に4点につきまして確認をしていただいたところでございます。

まず1点目が今回の土壌中ダイオキシン類の発生の原因は現在の排ガスによるものか、または平成13年度のダイオキシン類対策以前のものかということが1点目でございます。

2点目につきましては平成24年度に発生したダイオキシン類の原因について土壌中ダイオキシン類が流出した影響をしたものではないか、このようなことでございます。

3点目につきましては調査指標値確認調査の範囲でございます。

4点目につきましては920ピコグラムの範囲は応急措置シート被覆を行う必要があるのか、こういう点について検証をいただいたところでございます。

まず、1点目と2点目の検証結果でございますが、今回の土壌中ダイオキシン類の発生原因は昭和57年から平成元年までの煙突管すす、ばいじんの堆積によるものと推測されるが、灰運搬車両の洗浄からさほど遠くないことから、汚染の飛沫、あるいはその乾燥し

た灰の飛散の可能性も否めない。また、土壌中ダイオキシン類は水には溶けないため、土の粒子に付着して移動するが、土砂が流出した形跡もなく、土壌中で安定しており、底質への流入はないと考えられると。

なお、平成24年度当時の沈砂池の調査結果から底質ダイオキシン類の原因は表層で最近堆積したもので灰洗浄汚水によるもので間違いないが、対策以前のすすが山水路に入った可能性もあり、再確認が必要である。引き続き情報収集を図り、追加調査の結果も踏まえ、次回検証を進める。このようなことでございます。

それと、3つ目の調査指標値の範囲でございますが、30メートルピッチで12カ所の調査地で提案をさせていただきましたところ、調査範囲、調査方法等も含めて、それでよいというふうに、妥当であるというふうに確認をいただいたところでございます。

それと、応急措置のシート被覆の対応でございますが、これについては既に対応したところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 答弁ありがとうございます。

これで質問終わります。

○議長（梶山幾世君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時55分といたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第2号、第5番、中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） 皆さん、おはようございます。第5番、中塚尚憲です。よろしくお願ひします。

野洲市観光大使について質問させていただきますが、大使とはちょっと違いますけれども、野洲といえば、マスコットがおります。先日リニューアルしていただいた、どうたくクンがおります。現在、ゆるキャラグランプリ2015というのにエントリーされております。8月17日からインターネット上で投票が行われております。現在1,720体中1,287位。きのうの夜に見ると125ポイント。けさ見てみましたら、131ポイントと少し順位が上がっております。ただ、1位、愛媛のみきやんというキャラクターが今トップを走っておりまして、ポイントが32万2,687ポイントと。こちらもきのう

の夜見ているときから600ポイントぐらいふえております。なので、100分の1ぐらいの投票率になっているかと思えます。こちらの投票が1人1回ではなくて、1日1回というような投票になっております。11月16日までインターネット上で投票可能になっておりますので、ぜひ野洲市から応援したいと思っておりますので、皆様のご声援お願いいたしますと1つ付け加えてから入らせてもらいます。

それでは、質問させていただきます。まず、野洲市をどのようなまちにしたいとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 中塚議員の野洲市観光大使についての野洲市をどのようなまちにしたいのかというお尋ねでございます。地域の環境資源を有効に活用し、多くの人を迎え、心を癒やしてもらおうと共に野洲の魅力を広く発信するまちを目指すことを目標に住みたい、住み続けたいと実感できるまちにしたいと考えてございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、その中で何をPRすることが重要と考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 野洲のPR、内容というご質問でございます。野洲の自然、あるいは歴史、食、産業などをPRしていきたいと考えています。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、PRするにあたり、足りていないものは何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 市のホームページやまた観光物産協会のホームページ、あるいはフェイスブックにおいてはPRをしておりますが、全般的に情報力が少し足りていないと感じております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） それでは、ちょっと追加で聞かせていただきたいんですけども、全般的に足りていないとおっしゃっていましたが、そのために何ができるか、今お考えのものがありませんでしたら、お伝え願えますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 先ほども申し上げましたホームページ、フェイスブックもPRには重要と考えてございます。その作業に時間をかけるより、事業の内容を充実することにより生きた情報力、いわゆる口コミ情報によるPRが重要と認識しております。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、作業時間がまたかかってくると思いますけれども、誰がどの部署がどのような形で発信できるか、もしお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） それぞれの事業につきましてはそれぞれの担当課において情報を発信していくものであると認識してございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

担当課と申しましても、多分いろいろ、それでまた緩くどれぐらいの頻度でとか、その辺はまた統一していただいた方が。あと、またセキュリティーの面もありますので、市のホームページ等、市のパソコン対応等、なかなかフェイスブックなども入りにくいと思いますので、そのあたりも含めてセキュリティー、プライバシーとかいろいろ含めて、注意しながら進めていただいたらなと思っております。

次に進みます。今回、6月20日に野洲文化ホールにて芸人ファミリーレストランさんへの観光大使の任命式がありましたが、野洲市における観光大使の役割についてお伺いたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 観光大使の役割についてのご質問でございます。市内外における活動を通して、本市の魅力や情報を積極的にPRし、イメージアップを図ることが重要と認識しております。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、これまでの歴代の観光大使がどのような方がおられましたでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 観光大使については野洲市にとって初めてのことでご

ざいます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、今回初めてという形なんですけれども、任期とか取り決めとか、そのあたりというのは具体的に何か決められてからされたような形になるんでしょう。初めてのことになりますので、前例がなく、野洲市のときには何か女性の方がとか、いろいろいたというような話もお伺いしているんですけれども、初めての契約で何か取り決めされたこととかありましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） まず、任期のご質問でございます。観光大使の任期についてはございません。あくまでも適格性を欠くに至るまでというふうに認識してございます。

それと、契約関係についてもございません。いわゆる吉本興業の方からの思い入れがありまして、今回、選んだというところでございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、次の質問にちょっと入ってしまっていますので、そのまま追加で質問させていただきたいと思えます。任期の方はないとおっしゃられていましたけれども、今後、他の、例えば観光大使に任命したい方がおられた場合など、例えば複数の大使を置くのか、その辺がちょっとわからないんですけれども、任期がないということなので、その辺ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 現時点において他の方をさらに大使として任命するという考えはございません。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

次に、費用については予算など、物産協会の予算とかで動かれるような形だと思うんですけれども、今年度は何か予算計上とかで動かれるようなことは上がっているんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 今のところまだ決定ではございませんけれども、11月13日から29日まで兵主大社の方でライトアップを実施する予定をしております。まだここは実行委員会が決まっておりません。したがって、実行委員会が決まった後に日程等、金額を含めて可能かどうかの相談をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、またこれもちょうと次の質問に入っていたりとかしますので、活動予定は今のところ1つという形ですか、今の話で言うと。もう一度ちょっと追加で教えていただけたらと思います。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 現時点において9月26日、27日にオクトーバーフェスト&ジャズフェス in 野洲というのを予定しておりますが、これについて一旦交渉しましたが、日程等の状況でバツという形になりました。したがって、今予定している今後の11月13日、29日のライトアップについては交渉の余地があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

もうオクトーバーフェストに対して1回交渉されているということなんですけれども、予算とかそのあたりはどのような費用でというので提示されているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 実際日程の都合でできなかったということでございますので、予算についてはちょっとわかりませんが、株式会社よしもとクリエイティブエージェンシーからは観光大使に任命したら、いわゆる通常価格より安くさせていただくということの文書をいただいております。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、こちらから費用を提示するのではなくて、向こうから通常よりも安目

の金額が設定されたものに対して、それを出せるか出せんかみたいな形でまた予算が上がってくると認識させてもらっておきます。

そうしましたら、次に、その芸人ファミリーレストランさんの観光大使としての展望等ありましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 野洲市の観光イベント等におきまして、その情報をメディアでアピールしていただくこと、また大使の目線で観光資源として市が見落としそうなものの発見などを通して、野洲市の知名度のアップにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

初めての任命で、初めてのことばかりで、多分どのように使っていったらというのは多分これから検討される形になると思います。僕自身もちょっと観光大使というのは、やっぱり初めて、何か聞いたことが僕もなかったので、ちょっと調べてみました。観光大使とは市に観光地や観光振興を目的として対外的に自ら地域を広報する者のことをいい、この広報というのはパブリックリレーションズ、略して、先ほどから使っているPRという言葉でよく使われています。直訳すると、社会の人々との関係、この関係というものはお互いの信頼関係というようなものを指すかと思われまます。まとめますと、社会の人々に理解をしていただいて、信頼関係を築き、最後にファンになっていただく、そのためのコミュニケーションの活動をしていただくのがPRかなというような形で僕は捉えております。

そのために、ちょっと僕が考えてみたいんですけれども、まず芸人ファミリーレストランさんがツイッターとあとブログと少しあるんですけれども、ほぼツイッターのみで多分情報発信されていまして、結構読み返してみたりしたんですけれども、多分、「滋賀県に住みます芸人」という形でうたわれていまして、野洲市に住みたいとか、そういうのとかは多分まだないと思うんです。そのためにまず野洲のファンになってもらうために何か必要じゃないかと僕は考えました。やっぱり、地元に住む、まあ地元をまず好きになることから始めていただかないと、まずアピールすることというのは、やっぱり難しいかなと思います。そのために何かできないかなと思って、少し考えてみたいんですけれども、まず野洲に住みますと言っただけのような環境を提供します。例えば、具体的には住むとこ

る、そして仕事、例えば、仕事というのは今、月1回、野洲文化ホールへライブをしていただいて、今、3年目だと思うんですけども、4年目になっているのかな、と思うんですけど、使用料の優遇措置であったりとか、野洲の活動回数をふやしていただくような提案をします。

そして、ファミリーレストランさんというのは2人のコンビでハラダさんとしもばやしさんというような形でされているんですけども、ツイッターが先ほど言ったようにメインでされていて、ツイートと呼ばれる発言回数も2人合わせると約2万回されています。1日多分10回程度かな。少ないときはもっと切っていたりもしますけど。あと、それを読める方、まあ言ったら、お気に入り登録みたいな形で読める状態をされている方が2人合わせると約3万人ぐらい登録されています。これは情報発信のツールとしてもすごく有効やなど、先ほど情報発信のツールというような形で言われていたので、こういうのはぜひ利用していただきたいなと思って聞いておりました。

さらにハラダさんの方側なんですけれども、結構、食に対するツイートがあるんですね。野洲でもあるんですけども、どこどこのお昼食べましたよとか、それが写真で写っていたりとかしているんです。また、近江米PRの隊長が宮川大介さんが多分滋賀県で任命された。副隊長が今、ファミリーレストランさんがされていると思うんですけども、食に対して、あとKBSラジオの「ファミリーレストランのめっちゃうま！」という、またこちらも食に対する番組を持ってはったりもするんですけども、食においてもご活躍、あと情報発信をされておりますので、例えば野洲市内で使える飲食店用のフリーパスなどを提供して、野洲市内を食べ歩いていただいたりして、それに対してツイートなどしていただいたりすれば、またより広く観光ができない部分、よりローカルな部分で発掘、情報発信等をしていただけるかなというような形でちょっと考えたりもしておりました。また、ぜひこの機会に積極的な野洲市の行動に期待しておりますので、そういう形で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第3号、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、大きい2つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市内小中学校の保健に対する取り組みについてということで質問をさせていただきます。

この通告を出させていただいたときに、教育委員会の方に資料の提供をお願いいたしま

して、忙しいところ資料提供いただきまして、ありがとうございました。

それでは、本題に入る前に去る8月13日に大阪高槻市で13歳の少女が遺体で発見される事件がありました。その後、容疑者は逮捕されましたけれども、同時に少女と同級生の男子生徒も遺体で発見をされました。この中学生たちは深夜徘徊や、それから商店街でテント泊をしていたということですが、この痛ましい事件に関しまして、教育委員会として何か対応をされたことがありましたら、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 丸山議員の高槻の事案に対する教育委員会としての対応でございますけれども、8月21日でございますが、そのときに市の教職員の全体研修会を開催いたしまして、私の方から休み中の子ども一人ひとりの状況把握についてしっかりとするよう訓話を行いました。また、市の生徒指導主任、主事会におきましても、学校教育課の担当の指導主事から気になる子どもたちへの状況を家庭訪問も含め、把握するよう確認をしたところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございました。

過去の分でも家庭との連絡がうまくいってなかったとか、そういう状況把握がなかなかうまくいってなくて、いろんな事件に発展したとかいうのもございますので、今、教育長からお聞きした内容で安心をしておりますので、引き続きよろしくお伺いをしたいと思います。

それでは、昭和33年に施行されました学校保健法には、学校においては生徒等の健康診断をはじめ、保健に関する事項について計画し実践するということと学校の環境衛生の維持に努め、必要に応じて改善をするということがこの学校保健法には明記をされておりました。50年を経まして、平成20年1月に出された中央教育審議会答申での「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」を受けまして、学校保健法の一部改正が行われております。近年の児童・生徒の健康、安全を取り巻く環境の変化の確保を図るため、地域の実情や児童・生徒等の実態を踏まえた内容に加え、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定めると同時に法律名も学校保健安全法に改め、平成21年4月1日に施行をされました。この法律には児童・生徒及び職員の心身の健康の保持、増進を図ると共に学校における環境衛生、

さらに学校における施設や設備の安全まで幅広く定められておりますが、これらのうち、小中学校の保健に関することについて伺いたいと思います。

これ以降に出てまいります学校医、学校歯科医、学校薬剤師、この全てを指す場合には学校医等と言いますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、学校保健会というのがありますけれども、この目的、それから構成、活動内容で、これは会議体でやるのか、そういう、いわゆる活動を指すのか、その辺の頻度、その辺についてもまずお伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） まず、学校保健会についてでございますけれども、野洲市で言いますと、野洲市立の小学校及び中学校の学校保健の研究及び普及発展を図り、学校保健施策に寄与することを目的としております。子どもたちの健康に関する調査研究、それによって得た情報の提供、あるいは新たな問題への対策など、学校保健に関するさまざまな活動を行っております。公益財団法人日本学校保健会に滋賀県の教育委員会、これはスポーツ健康課が滋賀県の学校保健会の事務局として加盟をしております。県内各市町の学校保健会が研究事業や研修を実施しております。野洲市は小中教育研究会保健部会、養護教諭の部会ということなんですけれども、中心になって構成していただいて、おおむね月1回開催をしております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

ちょっと、じゃ、最初にお伺いしたいんですけど、これ、いろいろ調べているところ、保健会というのと学校保健委員会というのがあるんですけど、この学校保健委員会というのはあれですか、正式な名称ですか。言いますと、事務分掌の中には学校教育課の中に学校保健委員会に関することというのがあるんです。この保健会というのとこの保健委員会というのは同じものなんですか、違うものなんですか、これ。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校保健委員会ということで今お尋ねいただいたと思いますが、学校保健委員会につきましては、内容的には類似した部分、当然でございますけれども、各学校単位に設けられているものでございまして、構成としましては当然、学校、あるいはPTAの方、保護者の方ですね、それと校医の方も入っていただいているというよ

うな組織でございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。そうしますと、この学校保健会というのは補助金の交付要綱というのがありますけれども、これに基づきまして補助金が出されるようなんですけど、この要綱に示されている補助経費の対象となる事業への補助というのは総事業費というんですか、そういう何か事業があるのであれば、その事業に対してその補助率というのはどれぐらいになるんですか。何か例とか、今の話は例じゃないですね、月1回ということですので、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校保健会に交付される補助金ということでございますけども、当然、交付要綱を定めておるわけでございますして、市の補助金として事業費の50%、それと先ほどから申し上げました県の学校保健会の方から残りの50%が交付されて、これを事業費に充てられておるということです。これで、事業としましては主に小中学校の保健安全教育研究協議会での研究事業費や野洲市小中教育研究会保健部会における研修費として活用をさせていただいております。平成26年で申し上げますと、事業費が3万4400円というような金額でございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

今のでいくと、総事業費が3万4400円ですね。交付要綱に基づきまして、ちょっと計算させてもらおうと1万5,000円ぐらいになるんですね。ということは総事業費が3万何がして、その50%補助ということは、だから、そういう解釈でいいんですかね。この補助要綱には、小中学校一緒ですね、200という基本があって、あと3円掛ける児童数、または生徒数となっているんですね。これで、ちょっと市内の小中学校を計算すると、今言うた細かい話でいくと1万4,991円になるんです。これでやった補助、要は総事業費としては今言われた3万4400円、そのうちの1万5,000円ぐらいが市で、あとの1万5,000円がさっき言った県の補助になる、こういう解釈でいいんですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 議員おっしゃっていただいたその金額での交付ということに

なっております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） これ、活動するについては少ないことないんですか。例えば、篠原小学校ですと、児童数が148人ですので、644円になるんですね。半額やとすると、事業費としては1,200円ほどなんですけど、こんなんでやっていけるんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 今申し上げました金額につきまして、例えば講演会等での実施が難しいのではないかということですが、例えば他の部会等がございますので、共同での研修会の開催費とか、そういうふうな形で実施されておりますので、確かにこの金額だけでの実施というのは難しい部分があるかと思えます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） この部分ですと、多分紙代ぐらいしかないん違うのかなという気がしますので、やっぱりこういった調査研究というのは必要なことだと思いますので、やはり予算要求するなり、この数字については、やっぱり交付要綱、こちらを見直してもらわないかかなと、このように思いますので、この辺よろしくお願いします。

それでは次に行きます。学校医等につきましては全校に配置されておまして、兼務されている方が6名おられます。データを出していただいた中から見ますと、6名の方が兼務をされておられるようなんですけど、なぜ兼務をされているのかをまずちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校医の方が学校をまたがって兼務をしていただいているということについてでございますけども、学校医等を定める決め方としての実情ということと申上げますと、医師会とか薬剤師会の推薦に基づいて決めさせていただいているという実情がございます。そういったことから、実際問題としての兼務で就任していただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。ということは、この学校医等につきましては配置というか、基準はないという解釈でいいわけですね、選定についての基準は。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 選定については推薦をもとに決定させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

それでは次に行きます。学校保健安全法施行規則には学校医等の職務執行として行わなければならないことというのが示されておりますけれども、この中で実は私、正直なところ、この学校薬剤師が配置されているということはこれまでちょっと知りませんでした。この学校薬剤師について具体的にはどのようなことを行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校薬剤師の方につきましては学校保健安全法施行規則の第24条に、具体的というのか、法律上は規定されておるわけですが、具体的な内容につきましては、まず1番目として各学校ごとの学校保健委員会に参加していただいて、学校保健計画、あるいは学校安全計画の立案に関わっていただくこと。

2番目といたしましては、学校保健委員会に当然、参加していただくということと必要に応じて学校からの健康相談、保健指導、保健管理等についての相談があったときは随時指導、助言いただくというようなこともあります。

3番目としましては、環境衛生検査を実施していただくということで環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導助言をいただくということになります。環境衛生検査の具体的な内容は、例えばプール、飲料水の水質検査、あるいは教室等の環境ということで、具体的には空気CO₂の測定等、あるいはダニ、照度、騒音等の検査をお願いしております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 今、部長のおっしゃられたのは私も調べましたら、そういうことは一般的なことで書いてありましたので、もう少しちょっと野洲での実態を話していただけるかなと、特にこれだけ取り上げたので、そう思っていたんですけど、その辺後のと

こでまた事前をお願いした中でちょっと書かれていましたので、お伺いしたいと思います。

それでは、同じく施行規則の中で学校医等は学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加することというのが書かれておりますけども、この参与としてはどのような形で関わっておられるのか、過去3年ぐらいの中で具体的な例がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校保健計画及び学校安全計画の立案のために学校医等が関わっていただいているわけですが、その具体的なということもございますけども、ちょっと詳細なそういった具体性のある説明はできないかもわからないんですけども、まず1番目としましては、学校保健計画における保健学習、あるいは保健指導、健康診断についての内容確認等、指導、助言、学校安全計画につきましてはこれと同様に安全学習、あるいは安全指導についての内容確認と指導、助言。2番目といたしまして、学校保健計画及び学校安全計画の内容について日常の健康相談、あります保健指導を通じて指導をしていただくというものでございます。3番目として、内科健診、歯科健診、あるいは各種の環境衛生検査、あるいは学校保健委員会等の日程等を含めた、そういった庶務的な調整もお願いしております。

以上の内容で関わりを持っていただいております、より充実した学校保健、あるいは安全活動が実施されるように力をかしていただいているというようなことでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ちょっと私の認識と違うんですけど、ここに書かれている参与としてというのは、いわゆる相談役みたいなものだと思うんですね。ここに書かれているのは学校の保健計画とか安全計画の立案に参加することと言われたので、今、部長の言われたのは日常的事務かなという気がするんです。ですので、本当はこういう答えが欲しかったんです。こういった年間の計画を立てるときに、いわゆる内容を確認してもらおうとか、何かそういうことをやられているのかなと私は思っておったんですけど、いわゆる計画の立案に参加することからいうと、何かやられているのか。いや、何もやっていないんやったら、それでもそれはいいと思うんですけど、その辺をちょっとお伺いたかったんです。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） ちょっと先ほどの質問で、各学校ごとに設けられている学校保健委員会というのを申し上げたんですけども、その委員会の中において学校保健計画、あるいは学校安全計画を立案していただくというような形になっておりますので、その委員会の中において校医さん等に参与いただくというような形で実際関わっていただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

それでは次に行きます。通告では次のところは同じようなことを書いていましたので、データを出していただいていたので、まとめてちょっといきたいと思います。学校医等が法の第18条の規定に基づき行いました健康相談及び第9条の規定に基づく保健指導について事前にもらったデータでは26年度の回数が健康相談では学校医19回、学校歯科医7回、学校薬剤師4回、合計30回。保健指導では学校医が18回、学校歯科医が11回、学校薬剤師14回、全体のところからすると、意外と少ないかなという感じがするんです。全体の、例えば生徒数でいきますと、小学校が約3,000人、中学校で約1,400人、合わせて4,400人ぐらいなんですけど、これに対してこれぐらいの回数は少ないなという気がするんですけど、毎年この程度なんですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 件数については昨年、平成26年、特に多かったとか少なかったということではございません。平均的な回数であるというふうに聞いております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。私なりにこのデータというか、数値を見ますと、学校薬剤師、先ほど部長から説明ありました薬剤師のやっていることというのは本当の薬の方の関係じゃなくて、学校の環境とか、そういうところも入っているということで、出していただいた資料を見ますと、やはりそういうところを指導していただいているなど、これは非常に大事なことでありがたいことやなと思っていますので、この辺はぜひとも薬剤師の方に積極的にやっていただけたらなど、このように思います。

それでは、ちょっと時間の都合もあって、申しわけないです。先に行かせてもらいます。学校医が定期的に健康診断をやられているんですけど、その結果、その授業に制限を加えなければならないということがあったのかなのか。あったとすれば、内容はちょっとい

ろいろプライバシーのこともありますが、何人ぐらいがそういうような対象の方がいてたんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 健康診断の結果を受けて、運動制限のかかっている子どもさんの人数ということになりますけども、小中学校合わせて10名おりました。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。ありがとうございました。

それでは、次に平成25年度の学校保健統計調査というのがありまして、この中に歯科部分の抜粋があつて、これを見ますと、小学校では平均で54.1%の児童が虫歯になっていると、うち未処理歯が27%、中学校では同じく44.6%と19.7%ということになっていますけども、学校歯科医が定期的に行った26年度の健康診断の結果で、今やったら虫歯の割合というのはどの程度ありましたでしょうか。それで、また未処理歯の分も何%ぐらいあつたか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 健康診断の結果、虫歯のある児童・生徒の割合ということでございますけども、小学校で40%、中学校で36%、そのうち未処理歯のある児童・生徒さんの数ですけども、小学校では64%、中学校で50%となっております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

虫歯の方は全国よりか少ないようですけども、何か未処理歯が結構多いですね。この辺は、やはりしっかり、こういう時代にやっておいていただかないかんかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、学校医等は先ほど来からあります職務執行の準則で定めておる職務に従事したときは状況の概要を記録簿に記入して校長に提出するよう定められております。この記録簿というのは提出されておりますでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 記録簿に関しましては各学校において学校医等は記録簿を作成し、学校長に提出をされております。また、提出された記録簿につきましては学校長が

事実内容を確認しているということでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

当然、学校長が責任を持って管理されていると、こういう理解でよろしいですね。

それでは、最後にお伺いしたいんですけど、学校耳鼻科医というのと、学校等歯科指導医という、ちょっと私も聞いたことないことがあるんですけど、これを条例の中でこのことは見かけたんですけど、まず、学校耳鼻科医というのは事前にお聞きした中では1名ですけれども、どのようなことを行っているのか、お伺いをします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校耳鼻科医につきましては各小中学校の耳鼻科健診を行っていただいているというようなことでございます。議員がおっしゃっていただいたようにお一人の医師の方に市内の全小中の学校をお願いしているというようなことでございます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） それでは、各学校の定期健診のときにそれぞれの学校に行かれるということですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 健診を実施していただいているということで、それにプラス、先ほど申し上げました学校医さんの一般的な業務を関係する部分で実施いただいているということでございます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 同様に学校等歯科指導医という方が1名おられるんですけど、これ、学校歯科医という方がおられるんですけど、それとは別にこの歯科指導医という方がおられるんですけど、この方はどういうことを行っているのでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校歯科指導医につきましては学校歯科医の代表の1名の方が学校歯科指導医として当たっていただいております。学校保健について全体で共通に取り組むべき内容がある場合などに養護教諭から相談内容を聞いて、意見や指導、助言をいただくというようなことも行っていており、また学校歯科医全体に連絡したいことを伝え、歯科医の会議で取り上げていただけるよう依頼するようなこともあります。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。学校歯科医の方の最後、連絡というんですか、そういったところにも当たっているということなんですけど、そうしますと、いわゆる学校医の方にはそういう方はおられないんですか。これも学校によっては複数の校医さんがおられるんですけど、学校歯科医師については別の方がおられるんですけど、校医さんの方については、いわゆる学校医についてはそういう方はおられないんですか。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 学校医さん等、お願いしている中でそういうまとめ役として代表ということで実際お願いしているというようなことはございません。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

それでは、大きい2つ目の方に行きたいと思います。選挙権年齢引き下げに伴う対応についてということでお伺いをいたします。

選挙権年齢を現在の20歳から18歳に引き下げる公職選挙法の改正が去る6月の参議院本会議において全会一致で可決、成立いたしました。これは実に70年ぶりの改革ということでして、適用は来年夏の参院選からとなり、全国で約240万人が新たに有権者となるようです。このことを受けまして、本市への影響といたしますか、対応等につきまして選挙管理委員会書記長にお伺いをいたします。

まず、法が施行されます来年6月時点で想定されます本市の18歳、19歳の新有権者数と全有権者数がどのくらいになるのかをお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） それでは、丸山議員の選挙年齢引き下げに伴う対応についての一般質問、1問目といたしますか、1つ目の18歳と19歳の新有権者数とそれと全体の有権者数についてお答えを申し上げます。

転出入等の人口増減に左右されますことから、未来の有権者数を推定することはそもそも困難ではございます。参考値といたしましてですが、本年6月2日の定時登録時の有権者数が4万319人であります。それに本年6月1日現在の18歳の人口497人と19歳の人口486人を加えますと4万1,302人になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） そうしますと、想定では約1,000人有権者がふえるやろうと、こういうことですね。施行されるのが平成28年6月19日となるようですけれども、これに向けて選挙人名簿等の登録があると思うんですけど、この辺の作業スケジュールというのはどうなりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙年齢の引き下げに伴いまして、本年度に補正予算対応にて選挙人名簿関連システムの改修を予定しております。選挙人名簿の登録につきましては現在のところ、平成28年7月25日任期満了の参議院選挙、参院選の公示前日であります被登録資格の決定の基準日において選挙時登録を行う予定をしております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

公選法によりまして、定時登録があるんですけど、このときにちょっとやっておこうかということはやらないわけですね。今言われるように、公示になるときに人名簿に登録すると。選挙人名簿の登録はこの定時登録と選挙のときの登録があるので、あくまでもそっちの選挙の方の登録でいきますよということで、今からですと、12月とか3月とかあるんですけど、そのときには何もしないということでもいいんですね。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 法律が施行されます28年6月19日までには定時登録が、今おっしゃっていただいた6月も含めまして、あと12月、3月、6月とございますが、そのときには18歳、19歳の方の登録はいたしません。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。なかなか最初1発でやらないかんで、一つ慎重にお願いしておきたいと思います。

それでは、次に行きます。今回は70年ぶりの選挙年齢の引き下げということなんですけど、この引き下げの目的はどこにあると思われませんか。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙年齢の引き下げの目的につきましては公職

選挙法の一部改正が議員立法でございまして、提案者の国会での説明を引用いたしますと、選挙年齢を18歳に引き下げるということで、できるだけ多くの若い人々も政治に参加をする。このことが民主主義そのものの価値を高めることにもつながる。特に若い人々の考え方が政治に反映しやすくなって、若い人々のさまざまな生活や就職に資するような政策に少しずつ政党が目を向けていくということにもつながっていくなど、さまざまな効果を期待するものだというふうに説明をされております。そのとおりだと思っております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 一般的といいますか、この法案が出たところからそういうことは言われているんですけど、じゃ、本当に18歳、19歳になって、選挙への関心が高まって投票率が上がるかというところ、なかなか難しいところがあるんですね。やたらと分母だけ広がって、投票率が本当に上がるのかどうかというところは懸念されるんですけど、じゃ、今、書記長の言われたようなことを踏まえまして、この選挙年齢の引き下げに伴いまして、新たに対象となります18歳、19歳の人に対するこの周知の徹底が必要かと思えます。どのような形で行われますのか、スケジュール等も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙年齢の引き下げに伴います周知と徹底についてですが、その内容についても一部及びますが、総務省におきまして選挙権年齢の引き下げに伴い、文部科学省と連携をいたしまして、政治参加に関する教育のための副教本及び指導用テキストを作成し、全国の高等学校に配布を予定されております。現時点でのこのスケジュールは未定ではございます。

本市におきましては今後、国の動向を踏まえながら、市の広報やホームページでお知らせを行いまして、周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えてございます。また、要請があった市内の中学校に選挙管理委員会の書記が外向きまして、選挙についての出前講座を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 特にこの場では高校のことは関係ないので、私も話をしませんが、やはり市内の18歳、19歳の方に対してどういう周知等を徹底するのかというのはこれは大事だと思うんです。例えば、企業でも18歳、19歳の方はおられると思えますし、そういうところにも積極的に声をかけますというのが来るのかなと期待はしてお

ったんですけど、ちょっとなかって、余り具体性にちょっと乏しいなという気もするんですけど、じゃ、その選挙に行きましょう、行きましょうだけじゃなくて、内容的にはどういう周知ですかね。周知する内容はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 周知する内容は当然のことながら、主権者でありますよと、18歳になったのですから、主権者としての権利が発生というか、投票、主権者は18歳からも主権者なんですけども、投票、政治に参画する権利が発生しますので、責任を持った投票をして下さいという内容になると思います。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 何かちょっと足らんの違うかなと思うんです。選挙年齢引き下げによって当然出てくるのは権利だけでなしに選挙運動もできるようですね、これ、確かですね。選挙運動ができるということは連座制やとかに引かかるような、そういうふうな選挙違反になると罰せられるんじゃないんですか、これ。そういうところをやらんと、皆さん政治に参加しましょう、参画しましょう、投票に行きましょうだけではなくて、今、そういうところをしっかりとやっておかんとあかんの違うかと思うんですけど、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙に伴います、まあ選挙だけではないんですけども、選挙年齢が引き下げられるということに伴いまして、発生する権利と逆に負うべき新たな義務ですね、これについては今後、どういうようにされていくかというのが議論されていくと思うんです。公職選挙法で、なおその選挙運動に関しまして連座制だとかいうところについてもはっきりとした方針が出ていないように私は思っているんですが、特に18歳、今回新たに有権者となる層についての取り扱いについては、今後しっかりとした方針が出されるものだと私は思っております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 今の段階では投票だけでなく、選挙運動もできるということですので、今、書記長が言われるのはしっかり確認させていただいてそういったところも非常に大事ななと思いますので、お願いしておきます。

そうして、じゃ、この選挙年齢が引き下がることによりまして、投票率の予測はいかがでしょうか。上がると予測されるのか、いや、下がるでというのか、その辺はどうでしょ

う。非常に難しいところかと思いますが。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 投票率のお尋ねですが、投票率につきましてはそのときの社会情勢や選挙の争点等によって変わることから予測はなかなか難しいものがございますが、今回の法改正に合わせまして、共同通信社が6月28日に発表いたしましたネットアンケートの結果では新たに選挙権が付与されるという当事者で「投票に行く」と答えた方は何と29.2%で、「行くつもりだ」という方はそれを上回る36.5%と高い関心が示されてはいますが、実際の選挙ではこれがどういうふうに出るかということはいささか今までの20歳代の投票率から推定されますと、難しいかなという観測はしております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。やっぱり、心配なところは今言われたようなところだと思います。そのためにも投票率を上げるためにはこの18歳、19歳だけでなしにちょっと私もさっき言いましたように分母がふえるので、心配なところがありますので、全体の投票率を上げることについてこの18歳、19歳に限らず、どういうことが考えられますでしょうか、書記長にお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 投票率向上の特効薬については見出せないのが現状ではございます。過去におけます投票時間の延長や期日前投票の創設など、制度改革をしても投票率は逆に下降する一途をたどってまいっています。総務省の常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告書におきましては20歳代の有権者の投票率を踏まえまして、若い有権者の投票率が低いのは他の世代に比べて政治的関心、投票義務感、あるいは政治的有効性感覚が低いからであると考えられ、その一因として有権者になる前の学校教育においては政治や選挙の仕組みは教えても政治的、社会的に対する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんどが行われてこないことが1つとして挙げられると、指摘されておりまして、国として取り組むべき具体的方策の例といたしましては選挙事務への協力の拡大、あるいは大学との連携の推進等により若者の政治意識の向上を図ることや出前授業、模擬投票の推進等によりまして、将来の有権者である子どもたちの意識の醸成を図ること等が提言されているところでございます。本市におきましても、政治に対する関心を高めることを目的とした啓発を推進することが必要であると考え

ております。とりわけ、新たに18歳から選挙権が付与されたことを受けまして、学校教育における主権者教育の充実が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 国の方策とか、いろいろお話ししていただきましたけど、やはり身近なこととして、以前もちょっと話しさせてもらいましたけど、野洲の投票所ですね、投票エリアの見直しというのを私は一つ検討していかなければならないん違いますかねと思います。住宅もあっちこっち開発されていっていますので、その辺も大事なことだと思いますけども、その辺は書記長、いかがお考えでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 投票所のあり方につきましては投票所を最後に見直してから随分もう年数も経ってございますし、その間の社会情勢も随分変わってございます。それに加えまして、今回のような選挙年齢の引き下げということもありますし、当然のことながら要請されますバリアフリーだとかへの対応も非常に重要になってまいりますので、その辺のことを勘案しながら投票所の見直しには着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

書記長、最後に非常にいい答えをいただきましたので、ぜひ見直しをやっていただいて、今、すごい有権者のおところでも投票率の低いところがありますので、この辺もしっかり見直していただきたいなど。私はこの投票については、今は休日にやっていますが、昔は平日がありましたですね。会社へ行く前に投票をしておこうとか、そういうのがありました。今は休日になってしまったから休日の価値観の問題で何かなっておるのかもしれないけど。これを調べて下さいよ。平日やるというのはあるんですよ。やっているところも確かあります。今日はちょっとデータを持っていないですけど、そんなにたくさんはないですけどね。だから、私は平日にやって、企業にもそういうふうな投票に行かせるように働きかけるとか、これはここだけでもできると思いますけども、やはり国レベルで考えてもらわないかんことやと思いますけど、そういうこともありますので、1回調べて下さい。

それでは、今までから若者の政治のことについてとか、話ありましたけど、若者の政治離れが言われておりますけども、日本の政治は若い世代よりか、どちらかというと、高齢

者向けの政策が重視されているところがあるのではないかなと思います、国の政策を見ても。本市でも同様の傾向があるのではないかなと、このように思いますけども、若者向けの施策をもっと取り入れてこういった関心を持ってもらうということも大事かと思えますけども、これにつきまして政策調整部長はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 若者向けの施策ということなんですけれども、ご指摘的のような若者の政治離れに加えまして、若者の転出による人口減少に歯どめをかけるためにも若者向けの施策の推進、これは必要であるというふうに考えております。こうしたことから今年、まち・ひと・しごと地方創生に係ります先行型事業ということで、実施しております事業の中で少子化対策でありますとか子育て支援、起業者支援などの取り組みを盛り込んでいるところでございます。また、現在、人口ビジョンと総合戦略の策定に着手をしておりますけれども、これは野洲市における人口の現状と将来の展望を示すものでございまして、将来人口の推計と分析、今後、取り組む施策、当然、若者に関する施策も含めてでございますけれども、こうしたものの整理とあわせまして、まちづくりビジョンの検討を行おうとするものでございます。このまちづくりビジョンにおきましては人口減少への対策としまして、まずは若者の定住に向けまして、新しく世帯を持とうとする若者が住居を定めるための宅地の確保、これが第一と考えております。市街化区域編入の実現性の検証ということを行おうとするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。

これからいろいろやっていただけるようなんですけども、同僚議員の中にも婚活の支援をしてほしいとか、それから、やはり私も子ども手当ももうちょっと手厚くできないのかなと、今出ている手当に野洲市はこれだけ独自のものをプラスするんやとか、そういった何か思い切った若者向け施策というのは大事かなという気もしますので、ぜひとも政策調整部長には期待しますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に、市民部長にお伺いしたいんですけれども、本市の電算システムの更新も終わりました、公選法の選挙年齢も18歳になりました。その野洲市の住民投票条例が公布にはなっておりますけども、施行されてなくて、今年の秋に施行やと、施行されるという認識をしておりますけども、その時期はいつごろになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 住民投票条例の施行時期なんですけれども、条例公布の日から6年以内ということになってございまして、平成26年11月4日に規則を定めまして、平成27年9月1日を施行日としております。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） ということは、これはあれですか、どこかで、全協か何かでやりませというの報告みたいのはあったんですか、なかったですかね。ちょっと私は記憶ないんですけども。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 規則の施行でございまして、報告はしておりません。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 全員協議会は重要事項を報告するということですので、これは懸案というか、かなり3年後にやると言うて、また3年後に延長しているの、そういった議会でも、ここでも議論をいろいろやりましたので、そういったやつは、やっぱり何かやりましたで、附則の部分、このところやりましたでというのは、報告はいただきたいなと、このように思います。

じゃ、そうしますと、あれ、確か9月1日時点で投票資格者の名簿を作成するという事になっていたと思うんです。9月1日時点の投票資格者の名簿を2日に作成するという事はきのうですね。もうできたんでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 昨日選挙管理委員会の定例会を開きまして、住民投票条例に基づきます18歳以上の投票者の定時登録をいたしました。

○議長（梶山幾世君） 丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） じゃ、ちなみにそのときの人数はわかりますか。いや、今、ないですか。なければ、後でも結構です。

それでは、今、とにかく選挙年齢を引き下げると、投票権年齢を引き下げることですので、しっかりと投票率が上がるようにPRしていただくなり、いろんな施策をやっていただくようお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） 暫時休憩をいたします。再開を1時といたします。

（午後0時07分 休憩）

(午後1時00分 再開)

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会書記長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙管理委員会書記長の川端でございます。

午前中の丸山議員の一般質問の中で最後にお尋ねいただきました、住民投票条例に規定しますところの投票資格者名簿に昨日登録いたしました人数でございます。4万1,103人でございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） それでは次に、通告第4号、第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

さて、平成27年6月1日から改正道路交通法が施行されました。今回の改正の最大のポイントは自転車の取り締まり強化です。自転車は道路交通法上、軽車両なので、違反すると免許がなくても取り締まりの対象となり、子どもたちも含めて、ほとんどの方に非常に大きな影響がある改正です。今までから自転車の違反には青切符、すなわち反則金という制度がなく、赤切符、すなわち罰金しか適用がありません。車を運転する方はご存知だと思いますが、赤切符というのは酒気帯び、危険運転など、かなり悪質な違反に適用になるもので、略式起訴ではありますが、裁判所に呼び出されますし、いわゆる前科が付いてしまいます。

しかし、6月1日以降、これまでの摘発、罰金の支払い等に加えて、危険な交通違反を繰り返す自転車の運転者に安全運転を行わせるため、講習の受講を義務付ける制度が14歳以上を対象としてスタートしました。ただし、この制度については自動車の違反と多少形が異なります。それは3年間のうち2回目の摘発をされた場合に警察が実施する安全講習を手数料5,700円を納付して受講しなくてはなりません。また、摘発された場合で1度目の違反から赤切符になりますが、不起訴になって罰金の支払いが免除になったとしても安全講習受講の条件の違反回数には1回としてカウントされるということです。費用はもちろん、講習は1回3時間で、最後にテストまでであるということから負担はかなり大きくなります。この安全講習を受講しないと事件扱いとなり、裁判所への呼び出しの上、5万円以下の罰金が科せられます。今回の改正にあたって道路交通法の中に自転車の違反項目が具体的に盛り込まれています。その項目は次の14項目です。

1、信号無視、2、通行禁止違反、3、歩行者専用道での徐行違反等、4、通行区分違

反、5、路側帯の歩行者妨害、6、遮断機がおりた踏切への進入、7、交差点での優先道路通行者妨害等、8、交差点での右折車妨害等、9、環状交差点での安全進行義務違反等、10、一時停止違反、11、歩道での歩行者妨害、12、ブレーキのない自転車運転、13、酒酔い運転、14、安全運転義務違反の14項目です。

このように自転車の違反を厳しく取り締まることになった背景には自転車の違反による事故がふえていることがあります。車による人身事故は年々減ってきているのに比べ、それに逆行して自転車と対歩行者の事故は大幅にふえているのです。この10年間で1.5倍くらいになっています。特に子どもと高齢者が加害者となる事故がふえています。事故の事例として3つの事例を紹介いたします。

まず1つ目の事例は加害者である小学校5年生の児童が自転車で坂道を猛スピードで下ってきて、歩いていた60代の女性と衝突し、重い傷害を負わせてしまい、約9,500万円の損害賠償を言い渡された事件が記憶にある方もいると思います。

次に、2つ目の事例として男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線で自転車に乗っていた20代男性と衝突し、被害者に障がいが残るけがを負わせてしまい、約9,300万円の損害賠償を言い渡されました。

3つ目の事例は加害者の男子高校生が信号無視で横断歩道を走行中、60代男性が運転するバイクと衝突し、被害者は頭を強打し、13日後に死亡されてしまい、約4,000万円の損害賠償を言い渡されました。この事例以外にも数千万円程度の賠償が科せられたケースは少なくありません。ひき逃げなど、悪質なケースでは数年間の禁錮刑が科せられているケースもあります。もちろん、加害者が未成年の場合は保護者に対して損害賠償請求が行きます。このことにより、今回の一般質問は改正道路交通法の施行に伴う自転車通学について4点お伺いいたします。

まず1点目として市内3中学校とも生徒の主な通学手段として自転車通学を実施しておりますが、改正道路交通法では14歳以上から罰則の対象となりました。このことも踏まえて改正道路交通法に沿った自転車運転安全講習や自転車運転マナーの講座などを生徒はもとより保護者の皆さんと共に実施されては考えますが、いかがお考えか、お伺いします。また、保育園や幼稚園での保護者の多くの方は自転車で園児の送迎をされておられます。このことからぜひ保育園や幼稚園の保護者にも改正道路交通法に沿った自転車運転安全講習や自転車運転マナーの講座などを実施されてはと考えますが、そのお考えをお伺いいたします。

次に、2点目として市内3中学校の自転車通学による通学路についてお伺いいたします。通学路については市内3中学校とも大枠決められているとのことですが、中学生の通学の時間帯は市内6小学校の児童が通学する時間帯でもあります。前段でも申し上げましたが、自転車による人身事故が大幅に増加しているという点から市内3中学校の通学経路から小学校の通学路をなるべく避けた経路に市内3中学校の通学路を大幅に見直すべきと考えますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、3点目として自転車事故は交通ルールの違反だけでなく、自転車本体の故障や破損が原因で起きる場合もあります。そこで、自転車に乗る人がすべきことは製品の安全性を見極めた上での自転車選びと仕様であると思います。市内3中学校では通学用の自転車を選択する際に自転車の性能や規格などの規定を設けられているのか、お伺いします。また、通学用自転車の不正改造や欠陥車があるかチェックされておられるのか、お伺いいたします。

最後に、4点目として自転車通学時に起こるかもしれない自転車による人身事故などについてですが、前述で自転車事故の事例として3つの事例を紹介いたしました。もし、本市の中学生が通学途中で自転車事故を起こし、加害者となった場合、本市3中学校では独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付により事故を起こした中学生本人の治療費や入院費、最悪の場合の死亡給付金については補償されると思いますが、被害者に対しての損害賠償については同センター法では補償されないということです。先にも述べましたが、加害者が未成年の場合は保護者に対して損害賠償請求がされます。学校としても自転車通学を許可している立場から道義的責任を問われるかもしれません。このことから学校として自転車通学をする生徒の保護者に対して万が一のリスク回避のため、各家庭において自転車保険や個人賠償責任保険などに加入を勧める説明会などを開催するとか独立行政法人日本スポーツ振興センターなどの機関に問い合わせをして、通学時の自転車事故による損害賠償について補償される共済はないのか、調査研究すべきと思いますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、栢木議員の改正道路交通法の施行に伴う自転車通学についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本市中学校における自転車運転安全講習会や自転車運転マナー講座の実

施状況を申し上げますと、毎年4月に警察署より講師を招き、新入生を対象に交通安全講習会を実施しております。また、今般改正案が施行された6月には改正された内容等について学級や学年で指導を行うと共に夏の交通安全月間中にも再度指導を行っております。保護者と共に学ぶ機会については中学校段階での設定は難しいと考えております。しかし、子どもたちの交通事故防止には保護者の理解と協力が不可欠であることから、保護者への啓発、研修等についてその機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の中学校の通学路の大幅な変更については、特に小学生と中学生の通学路が重複している場所では小学生と中学生の自転車が接触する等の事故が発生する危険があります。交通弱者を守るという趣旨からの軽車両である自転車を運転する中学生が交通ルールやマナーを遵守するという意識と実践力を身に付けなければならず、今後も継続的に指導、アドバイスをしていかななくてはならないと捉えております。中学生の通学路の変更については小学校と中学校の通学を完全に分離するということは道路環境等の状況に鑑み、大変難しいと考えております。しかし、通学路における危険箇所や注意が必要な事故については子どもたちに周知する取り組みをより一層進める必要があると考えております。

3点目の通学用自転車を選択する際の規定についてでございますけれども、規定はございます。例えば、ドロップ式のハンドルとかカマキリ式というんでしょうか、あぁいったハンドルは禁止をしております。安全のためにはそういったことは当然だろうと思えます。また、自転車庫をそこでは駐輪をいたしますので、倒れやすい片足スタンドというんでしょうか、あれは禁止をしております。どう言ったらいいんでしょうか、立てスタンドというんでしょうか、それを必ず付けるように指導をしているところです。自転車の点検につきましては中学校では年度初めに通学許可証を発行する際に全ての自転車について点検を行い、不良な自転車は修理等を行うよう指導をしております。加えて年1回自転車協会の方々の協力を得て、専門的な視点から自転車点検を行っていただいております。また、ほぼ毎日自転車庫の状況を教師が確認をしており、その際、不正に改造されている自転車については保護者に連絡をとり、改めるよう個別指導を行っているところです。

4点目の保険の加入についてですけれども、自転車安全整備店で自転車の点検、整備、これは有料になっておりますけれども、整備を受け、傷害保険や賠償責任保険等が附帯するTSマークを張ってもらうことによって、加害事故に対しても賠償責任補償がなされることとなっております。新入生のように新たに自転車を購入した場合、そのほとんどにTSマークが張られております。ただし、年1回自転車の点検、整備を受ける必要があります。

しかし、生徒も保護者もこのことをどれだけ知っているかは不明であるため、この機会を捉えまして、保護者の啓発に努めていく必要があります。また、滋賀県PTA連絡協議会では園児・児童・生徒24時間総合保障制度の団体総合生活保険の案内が年度当初に配布をされておりまして、自転車事故による賠償責任も補償されておりまして、

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 栢木議員の1点目の後段の部分でございます。保育園、幼稚園に関しましての状況を踏まえたことで回答させていただきます。

幼稚園や保育園におきましては毎年子どもを対象とした交通安全教室等の実施を各園で行っております。今回の改正もございましたことでもありますので、今後、保護者も対象とすることが可能な場合につきましては自転車の運転も含めた内容となるように考えてまいりたいと思います。また、6月に今回改正をされましたことについてでございますが、保護者の方への啓発といたしまして、通園時に指導をいたしております。また、それぞれの園での園便り等を通じまして、今回の改正についてもお知らせ、啓発等を行っております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 答弁ありがとうございました。

まず、1点目の質問の改正道路交通法に沿った自転車運転安全講習や自転車運転マナーの講座など、中学校の生徒や保護者の皆さん、そして保育園や幼稚園の保護者の皆さんに実施されてはとお伺いし、前向きに検討する旨答弁をいただきました。自転車事故は自転車の利用ハードルが低く、高リスク利用者、すなわち若年層やお年寄りが増加したことなどにより、減少率が緩やかなレベルではあると言われております。そのことから市内の小学校でも改正道路交通法に沿った自転車運転安全講習や自転車運転マナーの講座などを開催すべきと考えますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、3点目の質問の通学用自転車の不正改造や欠陥車があるかチェックされているか、お伺いいたしましたが、ただいまの答弁でほぼ毎日チェックをされておられ、通学用自転車の不正改造や欠陥車が見付かった場合、個別指導を行っているとのことでしたが、具体的にどのような内容の個別指導をされておられるのか、参考にお聞かせいただければありがたいと思います。お伺いして、再質問といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 小学校での交通安全の指導でございますけれども、小学校におきましても例年自転車の正しい乗り方とかマナーを含めまして、交通安全教室を開催しております。また、今回道路交通法の改正に伴いまして、パンフレットを配布いたしまして、子どもたちへの指導、アドバイスをしたところです。また、保護者にもそのパンフレットを持って帰りますので、それをあわせて啓発をしているというところでございます。

それから、2点目の具体的な個別指導でございますけれども、例えば、ブレーキといったような欠陥の自転車に乗っている場合には生徒自らが担任といいましょうか、先生の方に申し出てまいりますので、一緒にその場で直したり、パンクなんかでも直すという先生もおいでになるようですけれども、パンクの場合なんかは自転車屋さんをお願いをして、修理をしていただくようにしております。

先ほど少し申し上げましたドロップ式の自転車に乗っていると、カマキリ式のハンドルの自転車に乗っている、いわゆる不正の自転車に乗っている場合は当然、指導をしますが、具体的にということでは申し上げますと、私ならそのようにするかなと思うんですけれども、たまたま不正の自転車に乗ってきたと、今まではしっかりと約束を守っていた子がたまたまそういう不正をしてきたという場合は「〇〇君、君はいつも学校のルールや約束をしっかりと守っているのに今日はどうしてそんな自転車に乗ってきたんや」という、そういう問いかけをします。そしたら、話をしてくれるかもわかりませんが、話をしないかもわかりませんが、そういう場合はとにかく後でもいいから、どうしてそういった自転車に乗っていったのか、先生に話をしてほしい。ただ、こういう不正な自転車に乗っているのは、これはルール違反だから先生の願いとしてはあしたからはちゃんとした自転車に乗ってきてほしいといったような指導をしたいと思います。あわせまして、保護者の方には今日誰々君がこんな自転車に乗ってきたんだけど、家庭で何かありませんかといったような問い合わせもして、子どもに対応するだろうと思います。何度指導をしましても、なかなか指導が入らない生徒もおりますので、そういう場合は、やはり学校の中でのいろんな人の意見も聞きながら、その子が持っている背景を探りながら指導に当たるということになるかと思えます。例えば、この間先生がこんな自転車に乗ってこない方がいいよ、先生の願いとしてはこういう自転車に乗ってきてほしいんだというお話をしたのにどうして君はまだこんな自転車に乗ってきているんだと、きっと何かあるんだろうから、それを聞かせてほしいといったようなこと再度聞くんではないかな、そんなふうに思います。

でも、その方法が全てうまくいくかどうかわかりませんが、要は子どもたちがそういった自転車に乗ってきているということは何かその裏にいろんな問題を抱えているんだろうと思います。苦しんだり、悩んだり、あるいは友達間同士で葛藤したり、家でのいろんないざこざと何かがあるのかもわかりませんので、そういった子どもの背景に思いをめぐらせながら、個別指導をすることが大事ではないかなと、そんなふうに思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 答弁ありがとうございます。丁寧にご答弁いただきました。今後とも自転車事故防止のためご尽力賜りますことをご期待申し上げて、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第5号、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

8月の定例会におきまして、大きく3問質問させていただきます。

まず、冒頭に丸山議員、栢木議員からの質問がありまして、少しかぶる部分もごさいますけれども、私は通告書に沿って質問したいと思いますので、丁寧な回答をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、1番目といたしまして、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについて伺わせていただきます。

近年若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題でございます。常時啓発事業のあり方等研究会によりますと、選挙は民主政治の基盤をなすものであり、選挙は公正に行わなければその健全な発達を期することはできない。このことは国民お一人おひとりが政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政権政党の政策を判断できる目を持ち、自分の1票を進んで投票することをもって初めて達成できるのではないかと考えています。そのためには選挙時だけではなく、常日ごろからあらゆる機会を通じて政治選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であり、公職選挙法第6条は、総理大臣及び選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならないと規定しております。この常時啓発を国及び選挙管理委員会の責務としているところでございます。もとよりこのような常時啓発は選挙管

理機関のみによってその任務を果たすことは困難であり、民間団体を含めた多くの団体の協力を要するものでございます。そのための官民一体となった運動は明るい選挙推進運動であり、同運動は昭和27年当時の選挙違反の蔓延を背景とした公明選挙運動に端を発し、その後官民一体となった国民運動に拡大され、名称の変遷を経て、現在に至っているところでございます。この明るい選挙推進運動はその初期において国民の認知度も高く、戦後、民主主義の発展に大きく寄与してきたところでもございます。しかし、運動開始後60年を経て、時代も変わり、政治課題も大きく変わってきておるのが現状でございます。そこで、原点に立ち返ってそのあり方を考えるべき時であると報告されております。

現在、我が国グローバリズムが進展する中で人口減少時代に突入し、経済の低迷、深刻な財政問題、社会保障制度改革、少子化対策、地球温暖化問題、市場の開放など、多くの政策課題に直面しております。加えまして、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災は広域にわたって未曾有の人的、物的被害をもたらすと共に資源エネルギー政策や国土政策だけではなく、国民の生活主体までその見直しを迫ってきております。かつて、経済がほぼ順調に伸長する時代にあっては学校教育を終えると安定した職場が得られるという暗黙の前提があり、政治や社会に無関心でも終身雇用と年功序列というシステムが安定した生活を保障してきました。そのようなシステムが続き、生活が豊かになるにしたい、人々の価値観は多様化し、政治に対する関心は相対的に低下してきたのではないかと考えるところでございます。しかし、このような事態は既に過去のものとなりつつあるのも現状でございます。若者も年配者もそれぞれ社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になってきているのではないかと思います。明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げることを見据えまして、有権者お一人おひとりに着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が今求められております。

愛媛県松山市におきまして、2013年7月の参議院選挙で、全国で初めて大学内、いわゆる松山大学に期日前投票所を設置しまして、全体の投票率が下がる中におきまして、20代前半の投票率を2.72ポイント上昇させる大きな成果を上げております。その後、選挙の啓発活動を行う学生を選挙コンシェルジュと認定しまして、選挙CMの作成、さらには啓発物資の企画、配布、選挙広報をPRするための選挙カフェ設置などで投票率向上を目指し、選管と協力して積極的な運動を展開しております。こうした先進事例を受けまして、本年の統一地方選挙では低迷する若者の投票率アップを目指しまして、大学キャンパス内に期日前投票所を設置し、選挙の啓発活動を推進する動きが松山市を含め、12大

学で見られました。その他、大学キャンパス内に限らず、期日前投票所を通勤者等が多く利用する主要駅の構内に設置した長野県松本市の事例や交通の利便性にすぐれたショッピングセンター内の通路に設置した広島県福山市の事例など、各自治体における積極的な取り組みが今注目をされています。

総務省におきまして、今回の統一地方選挙で、明るい選挙推進協会や若者選挙ネットワークと協力いたしまして、特に低投票率にある若い世代を中心に投票を呼びかける啓発活動を全国各地で実施しております。また、昨年5月から投票環境の向上、方策等に関する研究会を開催いたしまして、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策等について検討を進めまして、本年3月27日にこの中間報告として今公表をしているところであります。今後、国と地方が協力いたしまして、啓発活動に努めると共に各自治体におきまして、先進事例を参考にさらなる投票率向上のための積極的な対策を進めていただきたいと思います。また、長野県松本市のJR松本駅の東口と西口を結ぶ自由通路に2009年の衆議院選から期日前投票所が設けられております。通勤や買い物の途中で投票してもらい、投票率アップにつなげようと国政選挙と地方選挙で今実施されております。

そこで、何点か質問させていただきます。まず、1つ目でございますけれども、常時啓発が法制化されたのは昭和29年であり、明るい選挙推進運動の発端になったのは選挙の浄化で、当初は選挙の際の臨時啓発として取り組まれてきました。より効果を上げるためにあらゆる機会を通じまして、選挙に政治常識の向上に努めることとされたのでありますけれども、この点についての現状と対策について伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） それでは、矢野議員からお尋ねの若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについてのご質問のまず常時啓発の現状と対策につきまして、議員は常時啓発事業のあり方等研究会がまとめております常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書、これに沿ってお尋ねいただいているんですけども、私の方もそれを順に読ませていただきましたので、これに沿って答弁をさせていただきます。

まず、滋賀県選挙管理委員会及び滋賀県明るい選挙推進協議会と合同で本市では毎年啓発ポスター、標語、4コマ漫画の募集を行っております。また、要請があります小中学校に投票箱や記載台を貸し出したしまして、本物の選挙機材を使用いただくことで子どもたちが選挙を体験できる機会を提供できるというふうに考えてございまして、そのとおり実施しております。しかし、限られた人材や財政状況の中での取り組みであるため、

常時啓発につきましてはより効果が出ます選挙時の臨時啓発に力を入れて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 予算の関係もありますので、臨時啓発という形にはなるかと思えます。

2つ目でございますけれども、投票率は選挙の焦点や候補者の顔ぶれなどにさまざまな要素が総合的に影響するものと考えられることから、投票率の低迷をもって、啓発の成果がなかったと断ずることはできないと思うわけでございまして、むしろこの投票率低下の下支えをしていると見ることもできるわけでありまして、これまでの常時啓発の手法や内容が不十分であった面は否めないと思えますが、この件についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 本市におきましても、明るい選挙推進協議会を立ち上げております。それは先ほど申し上げたとおりでございますが、常時啓発より、より効果的である臨時啓発を中心に進めているというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、3つ目に入らせてもらいます。

特に若い有権者の投票率はいずれの選挙におきましても他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大しております。例えば、衆議院選挙、総選挙における20歳代の投票率は全体の投票率に比べまして、昭和50年代では10ポイント低かったわけでございまして、その差は徐々に拡大し、現在は20ポイントほど差になっております。いわゆる若い有権者の投票率が低いのは他の世代に比べまして、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると考えられます。これまでの各種意識調査がそのことを物語っておりますけれども、この点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 午前中、丸山議員からお尋ねいただきましたときにもお答えいたしましたとおりでございまして、議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 質問がかぶっている点もしっかりと答えて下さい。

4番目でございますけれども、投票率が低い一因といたしまして、有権者になる前の学校教育におきまして、政治や選挙の仕組みは教えられていても、政治的、社会的に対立する問題を取り上げまして、関心を持たせたり、いわゆる判断力を養成するような教育がほとんど行われてきていないのが現実でありますけれども、したがって、若者の選挙離れは学校教育と深く関わる問題であると考えますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 若者の選挙離れに対する見解ですけれども、学校では小・中・高のそれぞれの発達段階に応じた学習指導要領にのっとり、政治に関する学習を進めているところでございます。若者の選挙離れの要因が必ずしも学校教育と深く関わっているとは言えないと私は思っております。問題は清き一票が若者を含む市民の生活に現在及び近い将来に実感として感じられる政治が展開されているかが重要なことだと思っております。学校教育の果たす役割は重要ではございますけれども、若い有権者の「選挙に行っても何も変わらない」という無力感や「政治家は信頼できない」という不信感を払拭する議員の積極的な活動も重要ではないかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 教育長のご指摘もごもっともだと感じている部分があります。

5番目でございますけれども、若者の政治意識の向上にあたりまして、二十前後の若者を多く抱える大学の果たす役割が大きいわけでございます。大学生になって、親元を離れても住所を移さない人が多く、それが低投票率の一因になっているとの指摘もございます。大学との連携をいかに確保していくかは大きな問題であり、また社会に出ると政治や選挙に関する学習の機会がほとんどなく、若者の低投票率や候補者情報等に接する機会も不足しているのではないかと考えられますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 大学との連携につきまして、常時啓発事業のあり方等研究会の報告にあるとおり、そのとおりだというふうに認識しております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） だから、方法がほとんどやられていないのが現状だと思いますので、この点、また方法を見付け出していただくようお願いしておきます。

6番目に移りますけれども、小学校、中学校、高校とも政治、選挙に関する教育の時間は限られております。政治や選挙の仕組みは教えても選挙の意義や重要性を理解させたり、社会や政治に対する判断力、国民主権を担う公民としての意欲や態度を身に付けさせる十分なものとはなっていないのが現状でございます。特に政治的中立性の要求が非政治性の要求と誤解されまして、政治的テーマ等を取り扱うこと自体避けられてきたのが現状ではないかと思うわけでございますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 中学校の社会科に公民分野というのがございまして、その公民分野で政治的中立性を保ちながら各政党のポスターや政策に対する公約を資料といたしまして、政党の違いを学習し、選挙と政治への関心を高めているところでございます。義務教育の段階におきましては政治的なテーマを取り扱うというよりも、身近な地域の問題を取り上げまして、課題解決型の学習を通して地域社会に参画する資質能力を育成し、地域をよりよくする実践力を身に付けさせることが大切であると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 身近な問題を実践として取り組みをされていることは重要だと思っております。

次に、7番目でございますけれども、我が国では児童・生徒が学校内の身近な問題につきまして自分たちで考え、主体的に発言し、決定に参画していくという学校民主主義の実践がほとんどされておらないわけございまして、ヨーロッパでは学校運営の面につきましても幼いころから発言し、行動するといった訓練が行われております。例えば、スウェーデンにおきまして、学校民主主義の思想が法律で明文化されておきまして、教職員と生徒によって構正されました評議会、予算編成や教育委員の勤務形態まで学校に関わる重要事項を決定している高校もございまして、この点につきましての見解があればお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校民主主義の思想についてはそれまで培われてきたその国の

民主的な国家形成の基盤の上に立つものと考えております。言いかえるならば、より成熟した民主的社会の構築が学校民主主義を育む、あるいは育てていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 日本ではまだまだこれからの取り組みだと実感しております。

8番目でございますけれども、未成年者も参加する住民投票条例を制定している地方公共団体があるわけでございますけれども、将来を担う子どもたちに対しまして、主権者としての自覚を促しまして、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める政治教育を充実させることは早急に取り組むべき課題であると感じますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まずは子どもたちに若者の意思を政治に反映させることの意味や政治や社会の問題を自分の問題として捉え、投票することの重要性を理解させることが大切であると考えております。また、選挙管理委員会をはじめとする関係機関との連携を視野に入れながら、政治や選挙等の学習の充実を図ることも大切であると考えます。こうした取り組みを行うことによりまして、次代を担う子どもたち一人ひとりが政治参加の自覚を深め、主体的に判断し、行動できる態度の育成につながるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） では、9番目に入ります。各地域の明るい選挙推進協議会にある地域の協議会は地域住民有志のボランティア活動に支えられておりまして、選挙管理委員会に協力して、あるいは独自に選挙の浄化、投票参加の促進、政治意識の向上の3つの大きな目標としております。これまで話し合い活動、研修会、講演会等の開催、会報等の発行、各種イベントを活用した啓発、出前講座の実施、選挙の管理、執行事務への協力とさまざまな取り組みを行ってきておりますけれども、この点の現状とこれからの取り組みについて見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 本市の協議会におきましては各種団体からの推薦と公募委員を含め、総勢15人で組織され、選挙時に臨時啓発活動と期日前投票所の投

票立会人をお願いしているのが現状でございます。今後もこれを基本的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、10番目に入らせてもらいます。冒頭に述べましたように、今、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になってきております。政治を決めるのは最終的な有権者の資質でありますけれども、数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには高い資質を持った主権者、すなわち国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められております。さらに投票することは考える機会、公的なものへの関心を持つ機会であるのでありまして、投票参加を働きかけることは今後とも必要であります。投票率の向上と共に重要なことは投票の質の向上ではないかと思うわけでございます。これからの常時啓発は政治意識の向上に重点を置きまして、常に学び続ける主権者を育てていかなければならないと思うわけでございまして、常日ごろからの学習体験の積み重ねがあつて初めて質の高い投票行動に結び付くのではないかと思うわけでございまして、常時啓発の重要性はまさにここにあると思っておりますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 議員のおっしゃるとおり、質の高い投票行動は常日ごろからの学習、体験に基づくものだと思いますが、選挙管理委員会が行う常時啓発だけでは足りないのが現状でございます。学校での主権者教育や親が子に社会の仕組みを教えるように家庭での教育もあわせて重要だというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、次、行きます。東日本大震災におきまして多くの若者たちがボランティアとしての被災地の支援に積極的に参加しておりました。また、全国各地で多くの人たちが被災者の支援に動いていただきました。日本人に利他の心が戻ったとも言われております。改めて連帯、きずなの重要性が国民に認識されたところでもありますけれども、これを好機に社会や政治に対する意識の高揚につなげていくことが重要でありませぬけれども、この点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 社会的参加意欲が高まることで、社会の一員として自覚が増大すれば、政治的意識の高揚にもつながるものというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） そしたら、次行きます。12番目、新しい主権者像のキーワードなどは政治的リテラシー、政治的判断力の批判力であろうと思います。政治的、社会的に対立している問題について判断をし、意思決定をしていく資質が社会参加だけでは十分に育たない、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要であると思えますけれども、この点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 人それぞれの考えもあるとは思いますが、自己研さんにより情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要であるというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） これはかぶりますけれども、明年、参議院選挙から選挙権18歳に引き下げられることを見据えまして、有権者お一人おひとりに着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 投票の機会につきましては全ての年齢層について平等であるため、特別に投票の機会を別に創出する考えはありません。ただし、全体として利便性が高まるような検討は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、次、移ります。14番目の本市におきましては先ほどの方にもかぶります投票率のこれまでの傾向、これについて伺わせてもらいます。

○議長（梶山幾世君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 選挙の種類によって大きく投票率が変わります。一言では申し上げられませんが、国政においては過去の選挙からおおむね全国の投票率より数ポイント高い数値で本市では推移しております。また、市単独の選挙といたしましては市議選について申し上げますと、前々回が、平成21年ですけれども、60.96%で、平成25年、前回は48.59%となっております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 15番目ですけれども、投票率の向上についての施策というか、そういった点について伺わせていただきます。

○議長(梶山幾世君) 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) これまで何度か一般質問でいただいておりますが、選挙啓発の取り組みといたしましては駅頭やショッピングセンターなど、街頭におけます啓発物の配布をはじめまして、広報紙や市のホームページへの掲載、駅ロータリーや公共施設へののぼり旗の掲出、あるいは広報車によります市内巡回などにより、棄権の防止や投票を促す啓発を行っております。

以上でございます。

○議長(梶山幾世君) 矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) これもかぶる部分があります。16番目といたしまして、高齢者についてでございます。現行の投票所が遠いので、棄権したいとか等々の声がございすけれども、この点についての対策について伺わせていただきます。

○議長(梶山幾世君) 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 具体的にどの地域をおっしゃってのことかはわかりませんが、現行の投票所が遠いことを理由に棄権されている方に対しては、その解決策として投票所を増設するということについては限界があるというふうに思っておりますし、現状といたしましては自家用車の普及でお年寄りの方は家族の方、あるいはご近所の方に同乗され、投票所に来られているという方もおられますので、そのような投票をしていただいているのが現状かなというふうに思っております。

○議長(梶山幾世君) 矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) じゃ、17番に移ります。これからの高齢化に伴いまして、投票所のバリアフリー化が必要になってきますけれども、この点についての見解を伺わせていただきます。

○議長(梶山幾世君) 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 本市の投票所は33カ所ございます。そのうち30カ所はスロープ等の設置を含め、バリアフリー化されておりますが、自治会館には古い建物もございまして、建物内に段差があるなど、完全なバリアフリーは難しい状況でございます。また、残りの3カ所はそういった整備がされておらないのが現状でございます。

今後、これらのことも踏まえまして、良好な投票環境を目指した投票所の見直しを検討

してまいりたいというふうに思います。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 最後でございますけれども、本市の学校教育におきまして18歳投票が始まりますけれども、この点について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ご質問は義務教育段階の子どもたちに、いわゆる主権者教育をどのように進めていくのかということであろうと思います。改正公職選挙法が成立をしたことから、今後は高校段階の取り組みも参考にしつつ、教員研修等も行い、政治への関心や政治参加の意識を高める授業の工夫や模擬投票などのさまざまな取り組みが必要になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、2つ目に入ります。

若者の夢のチャレンジを応援という形で学生を中心にしました若者が将来の夢を実現するため、チャレンジに対しまして自治体として助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体も出てきております。事例はちょっと割愛させていただきます、こういった背景のもとでございますけれども、若者の夢へのチャレンジを応援する取り組みはこれからの野洲市の未来を担う子どもたちへのチャレンジ精神を植え付ける取り組みの1つと考えております。

そこで質問させていただきます。

1番目といたしまして、若者の未来へのチャレンジを応援する取り組みについての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 矢野議員の若者の夢へのチャレンジを応援についてのこの取り組みについてということでご回答をさせていただきます。

今、例示はございませんでしたけれども、そうした先進都市でこうした若者のチャレンジを応援するというような制度があるということでございますけれども、本市では現在のところ、そのような補助制度の創設は考えてございません。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、2つ目に入らせてもらいます。考えておられないという

ことですが、それはこれもそういう答えになるかと思えますけれども、参考にさせていただきますが、野洲市の将来を担う人材を育成しますということで達成したい目標、かないたい夢を実現するための自己啓発、体験活動、学習、研修、視察が最も住みやすい野洲市のまちづくりを目指しまして、自ら企画した地域活動の実践、みんなで参加したくなるイベント事業提案、住んでいるまちが最もよくなるアイデアなどの企画、皆さんの自由な発想と行動力を提案して下さい。このような企画についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ご提案をいただきましたんですけれども、先ほどのお答えと同じになりますけれども、議員が提案をしていただいているような募集についての実施は考えておりません。

なお、こうした若者に対する募集という限定的な内容でございますけれども、本市の場合はこうした若者ということではなしに、広く市民の方からいろんな提案をいただくということで常日ごろからホームページ、あるいは広報を通じまして、市へのご意見、あるいは提案をお待ちしていますと、こういうような形でこれまでからこうした提案を受け付けておりますので、あえてこうした限定的な募集ということは現在考えておりません。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 政策部長から前向きな答えが返ってくるかと思いましたが、あと3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番といろいろ提案させていただこうと思ったんですけれども、これは割愛させていただきます。若者が育つ市をつくっていただきたい、こんな思いで今回提案させていただきます。

じゃ、3つ目に入らせていただきます。

信号無視など、危険な行為を繰り返す自転車運転に講習受講を義務付ける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図ると共にこれを契機に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要であります。平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年以降減少傾向にあるものの交通事故件数に占める割合は19%、いまだに2割程度と推移しております。また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転の対策が求められております。

今回の改正法におきましてそうした危険運転、これを栢木議員から14項目挙げていただきましたけれども、この3年以内に2回以上検挙された14歳以上の運転者におきまし

て自動車と同じような安全講習の受講、3時間5,700円を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられます。安全運転義務違反には携帯での運転やスマホをいじりながら運転、ヘッドホンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながらの運転などが含まれます。現在、各地域の警察を中心に改正法の周知に努められておるのが現状でございます。いまだ具体的な内容は知らない住民が多いのが実態でございます。また、自転車事故対策につきまして先進的に取り組んでいる自治体がございますので、以下の事例を参考にさらなる自転車マナー等の向上に努めていただきたいと思います。

事例はちょっと割愛させていただきますので、そこで、次の点を伺わせていただきます。いまだこの改正道路交通法の具体的な内容を知らない住民が多いのが実態でございますけれども、本市の実態と周知についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、野洲市の実態につきましては現在調査を行っているわけではございませんので、データとしては今のところは持ち合わせておりません。

周知についてなんですけれども、春の全国交通安全運動に合わせて啓発を行った他、改正道路交通法が施行された週、その週の6月2日に野洲駅前で警察署と協力しまして、自転車利用者を対象とした啓発活動を実施いたしました。また、滋賀県警が作成されましたチラシを各戸回覧、これは8月に実施し、周知に努めたところでございます。この9月21日からも秋の全国交通安全運動が始まりますので、それに合わせた啓発活動を計画しております。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 2つ目でございますけれども、本市の小中学生、また高齢者についての交通、自転車マナー講座等についての現状と今後の対応についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 小中学生、あるいは高齢者への講座等の現状と今後についてなんですが、本市の小中学生の自転車マナーの講座等の実施状況ですが、市内の中学校においては毎年4月に警察署から講師を招いて交通安全教室を実施しております。また、改正法が施行されました6月には全校生徒を対象に改正された内容について学級や学年で指導を行いました。また、夏休み期間直前にも再度、指導をしていただいております。小学

校におきましては学年に応じて交通ルールや自転車の乗り方、マナーを遵守する指導を行っています。また、昨年度から高学年を対象に自転車安全教室を一部の学校から順に実施しております。

高齢者につきましては老人クラブや自治会による交通安全教室の開催について啓発物品の提供でありますとかDVDの貸し出し等の協力を行ってございます。また、今後の予定ですけれども、秋の全国交通安全運動実施中に夜間照射実験といたしまして、反射材を使った実地研修みたいなことも開催予定もしてございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 3番目でございます。先ほども保険の実態というか、ありましたけど、もう一度確認させていただきまして、自転車保険の実態と今後の対応についての見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 高額の賠償事例がふえているなどといった啓発については今後も実施していくものでございますけれども、実際の保険の加入については、これは各人のご判断ということでございますので、その実態把握なり加入促進の対策などについては、予定は今のとこしておりません。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 4番目でございますけれども、今、駅周辺ですか、歩道内に自転車道路の整備が少し進んだ状況でございます。今後の計画とこれに対する対応について見解を伺わせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 歩道内の自転車道路の整備についての現状と今後の計画対応についてであります。まず現状についてですが、歩道内の自転車通行指定部分を整備しているところは今現在ございません。今、駅前等整備したやつが歩道内に破線の青色は引いています。あれは指定してございません。暫定に警察と協議した上でああいう形にさせていただいたということです。

今後の計画、対応につきましては、今も申し上げましたように現在バリアフリー化計画の中で整備を先行して行っていることから、計画の必要性はあると認識はしているものの、歩道内での自転車、歩行者道の設置基準では有効幅員が3メートル以上、そして歩行者交

通量の多い道路にあっては4メートル以上ということになってございまして、自転車歩行者道の整備するためには今現在では用地確保が必要というふうに判断しておりますので、今現在のところ、整備は考えておりません。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 今のをもう一度確認ですけど、青い破線で今されていますけど、あれに一応自転車のマークが付いていますけれども、あれはどういう意味で捉えたらいいんですかね。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） あくまで歩道内、今、大体2メートル50ぐらいで1メートルまでの青いラインで破線で。実線を引くと、指定の自転車道路というふうになるんですが、今は歩道内に警察と協議させていただいた上で、本来なら自転車道は車道、いわゆる路側帯ですか、そういうところに設けるのもあるんですが、歩道内で設けようとする、どうしても車道には設けられないので、歩道の中で暫定的に青い破線で明示をさせていただいていると、そこは優先的に自転車は通れるという状況でございまして。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 本当に自転車道路をつくろうと思ったら、これから莫大な費用がかかると重く認識しております。しかし、勘違いされているんですね、あれね。青い破線ということで、自転車が通れるということで、これは注意喚起していただきたいと思えます。

最後でございましてけれども、自転車サイクルロードというのがこれ、中主町のときですか、家棟川等々には部分的にはありますけれども、これに対する現状と今後どういうふうにされていくのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 自転車サイクリングロードの現状と今後の対応についてであります。まず現状でありますけれども、整備されているサイクリングロードにつきましては25年から30年前に整備がされてございまして、整備される場所につきましては主に河川管理用の道路を占用して、具体的な場所につきましては家棟川、中ノ池川、大山川、小山川、光善寺川等6路線に河川堤防の占用を実施、申請をして整備されております。総延長にしまして、約12キロございまして。今後の対応といたしましても、現在整備されている箇所維持管理に努めると共に自転車サイクリングロードとしての必要性、これにつ

いても今後再検討をしてみたい、このように考えているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） この12キロでありますけれども、これ、全部つながっていないですね。その辺のところ、まだ今後検討をされるということで、今後の健康維持を兼ねたサイクリングロードがずっとできるような検討をしていただきたいと思いますけれども、もし見解があればお伺いさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） ご指摘のように当初、山から湖というような形でのサイクリングロードの計画というふうには聞いておったんですけれども、やはり今も申し上げましたように維持管理だけで目いっぱいというような状況でもございます。今のこの検討をしてみたいというふうに申し上げましたのも、今現在、先ほども申し上げましたようにかなり年数が経っていると、それと途中つながっていない部分もあるというようなことから、地元自治会、あるいは関係機関と相談しながら、いわゆるサイクリングロードとしての必要性、あるいは、今言いましたようにイベント等、昔、旧中主町時代はそういった形でできたときはサイクリングロードを利用して事業を展開されていたんですが、今はもう一切やられていないというような状況でもありますので、そういったことも踏まえて検討はさせていただきたいなど、こういうふうに思っております。

○議長（梶山幾世君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） 暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第6号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

質問の一部がかぶる点があると思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

それではまず最初に、自治体の家庭教育支援の促進について質問します。

日本教育新聞によりますと、文科省では元教師や児童・民生委員などが家庭を訪問して、家庭教育を支援する訪問型家庭教育支援チームの導入を促そうと有識者会議を設け、7月

から議論が始まり、離婚、病気、子どもの問題行動、不登校など、深刻な課題を抱えた家庭に対し、学校からは難しい支援の手を差し伸べる仕組みを全国的に広めたい考えで、先行する自治体の知恵と経験を生かし、自治体の判断で導入できるよう推進するとございます。本年度中に訪問型家庭教育支援チームを導入するための手引きをつくり、支援員の養成講座のあり方についても検討される中、既に平成17年、先行してこの仕組みを導入している自治体を実施している教育委員会の概要説明では長期欠席の児童・生徒が減ったことや安否不明だった児童を発見できたなど、成果は上がっていると報告されています。野洲市においてもスクールソーシャルワーカーの存在もしかり、また種々、策を講じられていると思いますが、現段階でどのように取り組んでいるのか、また成果についてあればお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） それでは、本市における家庭教育支援のお尋ねについてお答えをいたします。

さまざまな課題を抱える家庭に対して主体的な家庭教育ができるよう家庭教育支援に努めることは本市に限らず、行政の大きな役割の1つであると考えております。野洲市では訪問型のチームを編成して家庭教育支援を担う取り組みは行っておりませんが、学校教育課や家庭児童相談室をはじめ、関係各課及び関係機関と情報を共有しながら家庭（保護者）への支援に努めているところです。

教育委員会としては今年度より家庭の個別課題について適切なアドバイスを行い、必要に応じて関係機関につなぎ、家庭教育環境を調整するスキル、知見を備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と連携しながら保護者との相談活動を実施し、家庭の抱える課題解決に向けた取り組みを進めています。

成果につきましてはこの4月からの取り組みであり、かつ家庭（保護者）との信頼関係の構築の上に立っての取り組みであるため、一歩ずつの取り組みとなります。不登校をはじめ、家庭教育環境の問題、児童虐待、非行、不良行為等で継続的に支援にあたり、学校をはじめ、児童・家庭・福祉の関係機関や少年センター等の教育支援に係る機関とも連携した対応に努めているところです。

以上、回答とします。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

関係機関との連携で家庭支援は一步一步の段階であるということですが、大切な部分ですので、これからも見守り等、よろしくお願ひしたいと思います。

平成24年度の調査で全国に約300の家庭支援チームがあり、約7割は訪問による支援を行っていなかったと報告されています。家庭支援をするにあたっては参加してほしい保護者が参加してくれない。また、一方、訪問型の支援ではプライバシーの観点や訪問先によっては保護者の自覚や訪問時間帯の問題など、支援する側の確保がより難しいのが現状だと思います。そんな中、文科省は訪問型の支援について元教師や民生・児童委員にその人材を充てるような考えで、今後、議論が交わされるようですが、一応、民生・児童委員に充ててみた場合、私も民生・児童委員の経験がございますところから、地域性には異なりがありますが、委員自身の年齢層や課せられている任務からしても、その実現は大変に厳しく、大きな課題だと思いますが、人材確保についてのお考えがあればお伺ひいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 訪問型家庭教育支援を行うメンバーにつきましては家庭教育の他、学校教育、社会福祉、心理学等に関する知識や経験を有する人材が必要であると考えられます。元教師や民生委員、児童委員さんを訪問型家庭支援の一員にと考えられているようですが、議員のおっしゃるようにその実現は厳しい現状があると考えます。特に訪問型の家庭支援は受け手側との一定の信頼関係が必要であり、その人間関係の構築には多大の労力と時間を要することになります。加えて、訪問者には地域の実情をよく知り、かつ先に述べたように一定の専門的知識と経験が必要であると思います。本市においてもこのような人材の確保は容易でないと思われれます。このような背景から、先進的に訪問型家庭教育支援チームの取り組みを進めている地域においても訪問型での実施に関して、課題等があるものと考えます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは教育部長が言われましたように私も、やはり同じ意見です。簡単に文科省の方で進められるにいたしましても、大変専門性とか時間帯とか、そちらの方に向かう職員の、あるいはそういうボランティアの方の人材というのはなかなか計り知れないものがあると思っておりますが、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最近では中学校の窓ガラスが割られたり、以前から一部では授業が妨げられている現状があるなど、表面化していることに加え、水面下でもしかり、さまざまな問題や提出資料の整理にも余念がないと思います。それらの種々の対応に対し、教職員のご苦勞には頭が下がる思いでございます。まさに文科省が学校からは難しい支援の手を差し伸べる仕組みとして、訪問型家庭教育支援チームの導入の方向性は大変ありがたいことですが、今も言われましたように大変問題の多いことでもあります。また、文科省は平成20年度から委託金（国が経費の3分1を補助し、残りを都道府県と市区町村が折半する）を交付して、訪問型の導入を進めていくとのことですが、それらを踏まえ、人材確保など、野洲市の今後の取り組み、展望について、今、一応はお伺いしましたけれども、今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 訪問型の家庭教育支援チームの意義は十分理解できる場所ではありますが、先に述べた人材確保の現状を踏まえる中、教育委員会としましては、まずは今年度から取り組みを進めているスクールソーシャルワーカー配置の充実を図ることを通して、家庭教育支援の充実を目指したいと考えています。学校や関係機関等と連携したスクールソーシャルワーカーの取り組みを進め、課題を背負う子どもたちの家庭教育環境を整えることにより、充実した学校生活を送れるよう支援に努めていきたいと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

では次に行きます。新教育委員会制度改革と交通安全教育について質問をいたします。

野洲市ではこの4月より新教育委員会制度導入に踏み切り、5カ月が経過いたしました。総合教育会議の創設などによりまして、市長による教育行政の関与を強めたこの改革について、教育長としてどのような変化があったか、また感じられたかについてお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 岩井議員の新教育委員会制度についてのご質問にお答えをいたします。

本市ではこの4月から新教育委員会制度に移行いたしました。新制度移行前から市長と

教育委員会による懇談会を開催するなど、日ごろから連携をしており、新制度移行後においても市長は教育委員会が政治的中立性、継続性、安定性を確保した独立した行政委員会であるとの認識をいただいておりますので、新制度移行後も大きな変化は感じておりません。変化といえば、新制度後は総合教育会議の会を開催するなど、今まで以上に市長と教育委員会が連携した取り組みが図れるようになったことが挙げられると思います。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 今まで以上に市長との連携がとれるようになったということは大変ありがたいことだと思っております。

さて、内容は変わりますが、今年2月には川崎市の多摩川河川敷で中学1年生の生徒が殺害された事件、7月には岩手県で中学2年生の生徒がいじめにより自らの命の絶った事件、いずれも悲痛な叫びは届きませんでした。また、この8月には寝屋川市で中学1年生の生徒2人が人間の面をかぶった悪魔のような犯人に惨殺される事件が起きてしまいました。どの事件も全く防げなかったのでしょうか。いえ、そうではありません。家族は無論、連携やチェック体制がしっかりしていれば、事件が起こるまでにどこかでSOSやまた2人の中学生の軽率な行動が見抜けたはず。いつも起こってから問題視されるばかりで、取り返しの付かない悲惨な事件は、優しく、また無防備な被害者の将来だけでなく、保護者や学校関係者や周りの人たちをもどん底に引き込むのです。こうした残忍な事件が起きないためにも近年いじめ問題の特徴として指摘されている携帯電話、スマートフォンの使用時間に関するルールやいじめに関する情報を得た際、組織としていち早い対応ができるよう、どのように情報を共有しているのか。また、これまでと新教育委員会制度後との違いを踏まえてお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教育委員会におきましては、いじめ問題をはじめとする問題行動については新教育委員会制度導入前からいじめ防止基本方針などにのっとり、未然防止、早期発見、そして得た情報は教員一人ひとりが抱え込むことなく、学年や学校で共有し、学校教育課にも報告をする中で、組織的に対応をしているところでございます。

新制度導入後ではこのような情報や取り組みが市長部局と定期的に共有できるというよさがあると言えます。また、さまざまな教育施策に対する財政上の対応につきましても、吟味できる場があることは学校教育の推進には有効であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 先ほども言いましたように、この7月に中学2年生の生徒がはじめによって自殺いたしましたけれども、こういったSOSが何とか早く、一日でもという事で、担任の先生の手元にだけこの情報があるのではなくて、いち早い共有化ですか、そういったものをさらにアンテナを張って、子どもたちのためにぜひしていただきたいと、さらにも連携をよろしくお願いいたします。

さて、ちょっと話は変わりますけれども、近年自動車事故死者数が減少している一方で、下校途中の子どもなど、歩行中や自転車乗用中の事故死亡数が高くなっています。そのため、交通ルールの遵守やマナーを学ぶだけでなく、子どもたちに自らの安全を守る行動を考えさせる指導が求められていることは言うまでもありません。また、自転車が加害者となる事故もふえていることから、ルールも平成20年の改正により、罰則も厳格さを増しております。自転車は事故の被害者になるのは無論、時として加害者になることも想定され、交通事故の第一人者となった場合はこの10年で2.5%から15.6%と6倍以上にもふえているとされております。こうした課題に照らし合わせ、より交通安全教育の取り組みについて、先ほど来何度もあると思うんですけれども、もう一度よろしくお願いたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 交通安全教育につきましてはこれまでから被害の未然防止を中心とした指導に努めてまいりました。その中で、近年では子どもたち自身の危険回避能力や危機意識の向上に向けた学習や体験的に学ぶ機会の設定に努めるなど、その充実に工夫を加えているところでございます。特に自転車の利用につきましてはこれまでの被害者の立場からの指導だけではなく、軽車両である自転車を運転しているという立場から加害者にもなり得るといった視点からの指導にも努めていかならないと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 危険からの回避、また危機意識というのを十分植え付けるような教育をされているということで、今後ますます必要かと思えます。そして、今まではややもすると被害者ばかりの意識があったんですけれども、今、教育長が言われましたよう

に加害者として一生償わなければならないという事態もございますので、まだ中学生ではなかなかそういうことも理解できない部分もあるかと思えます。でも、教育というのは大事ですので、そこらあたりはまた厳し目をお願いしたいと思います。

平成25年の改正道路交通法施行に伴い、今年6月1日からは自転車の運転による交通の危険を防止するための講習、いわゆる自転車運転講習の制度が導入されました。この制度は自転車乗車中に危険な行為をして2回以上摘発されると3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければならなくなる制度で、従わないと5万円以下の罰金が科せられ、その対象は14歳以上で当然、中学2年生でも違反すれば講習の義務や罰金の可能性が生じることを啓発し、単なる「交通ルールを守ろう」の呼びかけだけでなく、自ら安全を守る行動を考えさせる指導、それすなわち命の尊さにも直結することであり、そうした指導を教科に組み入れていくべき重要な課題と考えます。今言いましたように、指導を教科に組み入れていくという、この点についてはいかがなお考えでしょうか。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校におきましては毎年新生が入学期もない4月に、警察から講師をお招きし交通安全教室を実施しております。また、改正法が施行された6月には改正された内容等についての啓発資料を配布し、特に中学校におきましては学級活動や学年集会で指導を行うと共に夏の交通安全県民運動中にも再度指導を行ったところでございます。

岩井議員から教科に組み入れるべきとお考えでございますけれども、保健分野での学習で取り扱うことは可能であると考えております。学校教育でこういった指導をすることは大変重要であると、そういうようには考えてはおりますけれども、それよりも子どもは大人の背中を見て育つと言われるように、最も大切なことは交通ルールやマナーをしっかり身に付けた模範的な大人の行動が必要ではないかと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 教育長の言われた最後の言葉はじーんときます。本当に大人がそういうことを示さないと一番の教育にはならないと痛感いたしておりますが、保健分野でそういうことは可能であるということです。もし、可能な限り学科として取り上げていただければありがたく思います。

現代は大人や子どもまでもが、特に携帯電話、スマートフォンの依存者が極めて多く、

マナーの欠落が際立っているのも事実でございます。自転車ぐらいと軽く流せないほど、交通事故が多い現状では違法行為の厳罰化もやむを得ません。せめて被害者や加害者にならないためにもしっかりと学んでほしいものです。交通安全の指導のみならず、家庭生活はもとより小中学校での学びは根本的な人間形成に通じていると私は考えていますが、それらを鑑みた教育長のお考えをお伺いいたします。今のと多分ダブると思いますが、最後によろしく願いいたします。

○議長（梶山幾世君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 人間形成についてのお尋ねでございますけれども、教育基本法に「教育は人格の完成を目指し」云々とうたわれておりまして、議員のおっしゃるように小中学校での学びは人間形成に通じていることは確かなことで、そのために学校教育は誠心誠意取り組むことは当然であると考えております。しかし、学校教育だけが全てではなく、子どもの家庭や地域での生活、またさまざまな人々との出会い、さまざまな体験や経験こそこの人間形成に大きな影響を及ぼしていると考えた方が自然ではないかと、そのように思います。子どもを取り巻く環境をつくり出している大人が未来を築く子どもたちを育てているという自覚と責任ある行動、実践が子の人間形成に深く関わっているものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。本当にもうそのとおりです。私たち大人がもっと責任のある態度をまず示さないと、今日は改めて思わせていただきました。ありがとうございました。

では、次に参ります。認知症キャラバン・メイト、認知症サポーター事業についてお伺いいたします。

私は昨年11月に厚生労働省が推進する認知症キャラバン・メイトの養成講座を受け、一員となりました。介護職の経験を生かし、少しでもスキルアップができればということがきっかけでした。養成テキストには次のように記されております。尊厳を持って最期まで自分らしくありたい。これは誰もが望むことではあるが、この願いを阻み、深刻な問題になっているのが認知症であり、超高齢化社会を迎えようとする日本にとって重要課題の1つである。2004年12月、「痴呆」から「認知症」へと名称が変更され、それを契機としてみんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運

動、認知症を知り、地域をつくる10カ年のキャンペーンが始まった。認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でも多くふやし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくものである。その育成にあたっては認知症サポーターキャラバン事業を展開し、キャラバン・メイトは学んだ知識や体験などを地域、職域、学校などで市民に伝え、認知症サポーターを養成するという内容でした。ちなみに、私もこの左手にしておりますが、このオレンジリングですが、認知症サポーターを受講されますと、このオレンジリングをお渡ししています。

さて、野洲市では65歳以上の高齢者は全体の23.9%を占め、実に7人に1人が認知症と言われています。認知症サポーター受講数は平成19年から26年の間で2,522人で3,000人を目指しています。問題はキャラバン・メイトの登録と実働数のギャップです。内訳は62人の登録に対し、実働数は20名足らずです。本当は参加したくても仕事や家の事情、あるいは介護、転勤などでできないといういろんな事情はあるかと思えます。しかし、まだまだ役割の認識が曖昧ではないかと危惧しています。まず、この現状についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 岩井議員の1点目、認知症キャラバン・メイトの登録者数と実働数の差についてということで、現状と考えということでお答えをさせていただきます。

認知症キャラバン・メイトの登録数は現在、今言われましたように62名でございます。そのうち平成26年度中認知症キャラバン・メイトの連絡会議、また認知症のサポーター養成講座に参加をいたしましたのは20名でございました。参加ができなかった方に理由等を聞き及んでいるところでは仕事の関係、また家庭の事情等ということで聞いておるところでございます。市としましては、各個人の事情というのはそれぞれでございますので、そういった部分も考慮しつつ、随時またメイトの皆様方には情報共有に努めまして、より多くの認知症キャラバン・メイトにまた参加をしていただけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 予想内の返事でしたがけれども、やはりメイトを受ける欄にしっかりとこのあたりの自分の心構えというんですか、やっぱりそういう人を1人で

もふやしていかならんという、そういう責任を持って少しでも時間があれば参加ができるように研修時点で、やっぱり促していただきたいなと望みます。

また、認知症キャラバン・メイトの養成講座が2年に1度しか行われぬのもその要因の1つだと思いますが、建設的な案があったらお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 2点目の2年に1度ということについてでございますが、認知症キャラバン・メイトの養成講座につきましては、今おっしゃられましたように2年に1回、湖南4市が合同で、草津、栗東、守山、野洲という4市でもって、県の南部健康福祉事務所の協力を得まして、実施をいたしておるところでございます。実態といたしましては受講者数が少ないというような部分もございまして、現状の回数をふやすということもなかなか困難な状況であるというところでございます。

また、なお、建設的というのもなかなか今のところないという状況でございますけれども、今年度より県の方から各市町の他の地域での講座の開催予定が情報提供していただけることになりました。他市町ではございますけれども、受講も可能やというようなことでございますので、そういった部分で皆様方にも、またそういったことで情報の周知をし直しながら、1人でも多くの方に受講をしていただけるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまの他市のことを言われましたけれども、私が去年受けましたときには私のグループのところにおられた方が名古屋から来ておられました。どうして名古屋からかなと思ったら、パチンコ屋さんの方だったんですけども、支店が彦根にあるということで、それで支店の従業員の方をサポートでいっぱいにして、来られるお客さんに対してそういうサポートが、老人の方が行くところがなくて、パチンコ屋さんに来られているという事例もあるから少しでもそういう気持ちがわかるように従業員にそういうことを徹底したいということで、名古屋から来られておりました。そういう事例もありますので、やはりこれはもう自分の意識だと思うんですけども、これからも団塊の世代、この10年はもうそんなん言うてられへんぐらい、たくさんメイトも必要やと思いますので、ぜひそういう機会があったら教えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、登録62名の中には23人の市の職員がおられるそうですが、

私は市役所での勤務中以外の時間帯、いわゆる夕方ですね、夕方の研修があるときですけれども、認知症サポーター養成講座で各自治会に行かせていただくときに1度も市の職員の方をお見かけしたことはございません。あるとしたら、行き違いで申しわけないと思います。ただ、1人でも多くの方が正しい知識を持ち、地域で助け合っていくべき重要課題の現状で市職員、あるいは一市民のメイトとして参加があってもしかるべきではないかと思います。それとも、関連部署の担当でやむなく修得されたのでしょうか。あるいは、市職員としての参加に制約があるのでしょうか。これはボランティアであり、個人の諸事情がございますので、無理強いというつもりは全くありません。しかし、全国はもとより、野洲市にとってもキャラバン・メイトはなくてはならない存在だとつくづく思っております。その意味を含め、市長の今後の展望のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の認知症に関しての職員の参画についてのご質問にお答えします。

できるだけ参加できるように組織、職場を通じて働きかけていきます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。今は市長の大変ないいお言葉をいただきました。市職員とか一般市民とかを問わず、これからは時間があいていけば、そういう講座に参加していただき、もしも少しでもと思う、一歩大きく思っていたいただけるなら、メイトの方に登録をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。これ、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第7号、第18番、坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 第18番、坂口哲哉でございます。

市広報紙は市民への情報を伝達する最大の媒体であります。したがって、「広報やす」7月号の3ページに記載されてあります市立病院計画について誤解されることがありますので、私はこれについて質問をさせていただきます。

まず、広報に記載されたQ&A方式の問答についてお伺いいたします。まず、Q1の「病院整備は固定資産税率の上乗せとセットなのか」、この質問に対して「財政不安を理由に病

院に反対する意見が議会等にあったことから」と答えが書かれていますが、本来あるべき都市計画税分の財源を確保するために固定資産税率を上げるというのは病院整備の財政不安と何ら関係ないと思いますが、いかがお考えか、また「議会等」とは議会以外に誰を指すのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 坂口議員の「広報やす」7月号についてのご質問にお答えをいたします。

Q1の答えに関してでございますけれども、財政不安を持ち出して病院整備計画に反対をされる方がおられるというふうに判断をいたしましたことから、本来あるべき都市計画税分の財源を確保し、市財政の安定化を図ることを1つの選択肢として議論しましょうと提案をしたものでございます。また、ここで記載をいたしております「議会等」とは市民、あるいは市職員及び県の担当職員の一部を指しております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 次に、Q2の「病院の収支計画が15年間も赤字で大丈夫なの？」という問題に対し、『減価償却費』がございまして、この額を加味しない資金余剰は2年目から9,000万円の黒字です。毎年の資金繰りは十分可能と見込んでいます」と書かれています。これの答えの文中に「赤字という借金や補填をしなくてはならないというイメージですが、そうではありません」と言い切っておられますが、一般的に企業は赤字が続くと資金が不足になり、さまざまな方法によって資金不足の解消に努めます。何をもって、そうでないと言い切っておられるのか、その根拠をお伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） Q2に関して、「15年間の赤字で大丈夫なの？」という内容のことについてでございますが、今回の収支は、15年間の赤字ということでございますけれども、本来赤字ではないというふうに私どもは考えてございます。しかし、議員等の一部の方が赤字であるというふうに危惧をされているということから、今回、この広報の中で設問を設定したところでございまして、市立病院計画の収支計画、その3条会計の赤字、これは全ての収支が赤字ということではなくて、4条会計における資金余剰、これは開院の2年目からプラス9,400万円ということでございますので、キャッシュの運用は可能であると、こういうことを述べたものでございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、次に、「帳簿上の支出には、実際にお金が出ていくわけではない『減価償却費』があり、この額を加味しない資金余剰は2年目から9,000万円を超える黒字です」とありますが、これはキャッシュフローのことを言っておられると思いますが、資金余剰は2年目から9,000万円の黒字と具体的に数字をお示しですが、どのような方法で算出されたのか、市民集会においても担当者がキャッシュフローと言われたが、キャッシュフロー計算書を提示していただいた上、ご説明願います。市議会においても、キャッシュフローについての説明はお聞きしたことはありません。これについていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） キャッシュフローの算出方法ということでございますが、ただいまお答えをいたしましたとおり、基本計画の第5章に掲げております事業収支計画書において算出したものでございます。

なお、キャッシュフロー計算書を提示してのご説明につきましてはかねてから提示をしております事業収支計画、この内容からご理解をいただけるものというふうに考えております。

また、議会におけるキャッシュフローの説明を聞いたことないというご指摘でございますけれども、去る3月24日に基本設計の補正予算の提案理由をさせていただいておりますが、この提案する重要な根拠といたしまして、資金余剰不足については交付税が満額措置されない開院初年度を除き、2年目から資金余剰不足の発生がないと、赤字補填が不要となっていますということで市長の方からもはっきり述べているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 回答はキャッシュフローになっていると思いますけれども、損益のことを言っておられるのか、わかりにくい回答になっております。いったい何を言わんとしておられるのか、お伺いいたしたいと思いますが、まず、キャッシュフローについてですが、私の知り合いによりまして、聞いた内容を私なりにまとめたものをここにございます。

これを読ませていただきますと、まず、固定資産は企業が収益を上げるために長期にわたって利用されますが、時間が経過したり、または利用されればされるほど価値は減少していくというのが基本となる考えで、この価値の減少分を決算期ごとに費用計上し、固定資産の価値を適正化させるためのものを意味します。

費用計上する方法としては、一般的に言うと、毎年均等額を計上する定額法と毎年一定率を計上する定率法の2つの方法があります。

また、減価償却の目的が正確な損益計算を行うことにあるのは比較的理解しやすいのですが、その効果となるとわかりづらいところです。まず、固定資産は使用されることで売りに貢献するわけですが、売りに上げは最終的にはキャッシュで回収されることとなります。これを貸借対照表の資産の観点から見ると、固定資産が減価償却によって価値減少し、売りに上げに貢献した分がキャッシュフローとして回収されるということです。

固定資産の貢献が商品に付加価値を付けたということもできます。これを固定資産の流動化といいます。また、固定資産は購入したときにキャッシュが支出されるのであり、減価償却によって費用化されるときにはキャッシュの支出はありません。これを減価償却の自己金融作用といい、これが重要なポイントです。したがって、実際に固定資産が使用されている以上、会計上減価償却を行えるか否かにかかわらず、売りに上げは変わらないはずで、そうであれば、減価償却を行った方が会計上利益は減少し、社外流出しないため、キャッシュは残ることになります。なぜならキャッシュは購入したときに全額支出済みなので、減価償却を行わないと、確かに利益が実態以上に計上され続けますが、税金によるキャッシュ支出が発生する他、実際には減価し、価値のない固定資産が過大に計上されたままとなります。銀行の不良債権と同じで、これでは健全な企業の資産を表現するものとは到底言えません。

次に、キャッシュフローについてですが、決算書といえば、従来は貸借対照表、損益計算書のことでしたが、最近ではこれに加えてキャッシュフロー計算書を含めた3表を決算書と考えるようになりました。そして、これら3表をまとめて財務3表と呼ぶのが一般的になっています。会社が1年間に獲得した資金と使った資金をキャッシュフローといいます。キャッシュフロー計算書とは1年間のキャッシュフローの流れを3つの区分に分けて、その区分ごとにキャッシュフローの金額を示した表のことです。3つの区分とは営業活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、財務活動によるキャッシュフローです。営業活動によるキャッシュフローとは本業の営業活動によるキャッシュフローのことです。

営業活動によるキャッシュフローは営業活動でキャッシュを幾ら稼いだかを示す非常に重要な指標です。投資活動によるキャッシュフローとは定期預金の預け入れや払い戻し、株式や有価証券の売買、固定資産の取得、売却代によるキャッシュフローのことです。財務活

動によるキャッシュフローとは資金借入れによる収入、借入金返済による支出、新株発行による資金調達などによるキャッシュフローのことです。営業活動によるキャッシュフローがプラスの場合、その会社には営業活動から十分な資金を稼ぐ能力が備わっていることとなります。その逆でマイナスの場合には本業の業績不振か、不良債権や滞留在庫がないかを分析する必要があります。

投資活動によるキャッシュフローがプラスの場合には投資による支出よりも回収の方が多いことを意味します。逆にマイナスの場合にはよい方に考えると、投資活動に積極的であるということですが、悪い方に考えると、投資活動が非効率ということかもしれません。このマイナス部分が営業活動によるキャッシュフローの範囲内におさまっているかを注意する必要があります。もし、投資活動によるキャッシュフローのマイナスが営業活動によるキャッシュフローのプラスを上回っている場合は、足りない分を財務活動によるキャッシュフローで補うこととなります。このとき、自己資本で補う割合が高いほど安全性が高くなります。もし、借入金などの他人資本に頼れる割合が高ければ、投資活動の失敗による倒産のリスクも可能をも考える必要があります。

財務活動によるキャッシュフローがプラスの場合には資金借入れや新株発行による資金調達が資金返済を上回っていることとなります。また、逆にマイナスの場合には資金の返済が調達を上回っていることとなります。他人資本（借入金）の調達によるキャッシュフローの割合が多い場合には会社経営自体が他人資本（借入金）に依存し過ぎていないか、検討する必要があります。

要するに、3つの要素によってキャッシュフローと言われております。こういったものの中で何を言わんとしておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 議員からキャッシュフローについて詳細に長々のご教示をいただきまして、ありがとうございます。

詳しい説明をいただいたんですが、理解がすぐにはなかなかできないんですけども、キャッシュフローの計算書というのは3つ、日々の活動に関するお金の増減でありますとか投資に関するお金の増減、借金に関するお金の増減、こうしたものをキャッシュフロー計算書と、こういうようなことであろうというふうに思っております。通告でいただいておりますキャッシュフローのことを言っているのか、損益のことを言っているのか、わかりにくいというようなことでございますけれども、広報におきまして書いておりますのは

資金余剰が2年目から9,000万円の黒字ということで、資金ということではっきり資金というようなことを記載させていただいております。したがって、損益のことか、何のことかということなんですけれども、わかりにくいといったことはないというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 収支計画では損益は15年間の赤字ということは中長期的な視点から見て、初期投資が大き過ぎてマイナスになっているものと推察できます。過大投資であるとするが、いかがでございますか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 初期投資として建築単価、これについては交付税の基準で計算をしております。そうしてまた、建築面積も平成5年から26年までの同規模の国公立の病院の平均、1病床当たりの面積、これを下回る1病床当たり75平米という設定をいたしております。さらに医療機器、設備等につきましても現在の野洲病院から活用できるものを移設するという計画になっておりますことなど、初期投資は既に可能な限り低く抑えるように設定をいたしておりますので、過大な初期投資ではないというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 15年間も赤字が続けば、起債償還もできなくなり、償還資金を転用することになると考えるが、いかがか。また、その財源はどうされるのか、お伺いします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 今年3月末に策定をいたしました基本計画に掲げております5番目の事業収支計画、その中の3条会計の病院事業費用、この中に医療外費用の項がございます、そこに起債の償還利子が入っております。また、4条会計の資本的支出の中で、企業債償還金の項に起債の償還元金が支出として計上をされております。そうして、こうした支出を含んだ上で先ほどから申し上げておりますとおり、開院の2年目から資金余剰が出る試算が成り立っているというわけでございますので、ご質問のようなことには至らないというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） Q3です。「今の野洲病院を耐震化したらいいのでは？」という

ことについて「耐震には6億円の工事費と3カ月の休診による9億円の減収が伴う」とありますが、今、野洲病院の稼働率は60%余りと聞き及んでおります。199床の病床数があり、例えば、70%の稼働率で計算しますと、60床ほどは残っている。重症患者は別として6人部屋で10の部屋があきます。それをうまく利用したらいけるのではないか、お伺いたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 以前から何回もご説明をさせていただいておりますように野洲病院の耐震化工事につきましては野洲病院の病院経営上の判断で実施をされるものというふうに考えております。その合理性がないということで野洲病院から既に公式に表明をされているというところでございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） Q4、「なぜ駅前に病院なの？」ということですが、「医師や優秀なスタッフの確保にも有利との判断を専門家から得ています」。駅前は、固定財源の少ない野洲市において一番高い固定財源が確保できる場所でもあることからして、なぜそのような場所に病院が必要か、また「優秀なスタッフ」とはどういうことか、お伺します。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） これも以前からご説明をさせていただいておりますけれども、駅前は公共交通の拠点でございます。市民、特に高齢者も含む市民の方、こうしたことを考えると、利便性が高い。そして、医師や優秀な医療スタッフの確保にも利点があると。それから、郊外型ということになりますと、近隣の市、この大規模病院と競合をするということもございます。野洲駅というのは野洲市の中で地理的にも市の中心地ということでもございます。利便性の高い駅前は福祉等の公共施設を集約して、市民の財産として活用すべき場所ということから、駅前立地の判断としているところでございます。

また、優秀なスタッフということにつきましては健全な病院運営に寄与する医師、看護師、医療技術員、あるいは事務員等のことを言っております。また、平成23年5月から開始をいたしました学識経験者や医療機関等の関係者による新病院整備に係る段階的な各検討委員会におきましても、野洲駅周辺に病院を立地することが病院整備の条件であるというような結論をいただいているところでございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） まだこの問題についてはいろいろそれぞれの言い分がありますので、後は引きますけども、今の野洲病院でも駅前です、はっきり言うて。今日の病院経営の中では、要するにスタッフはどんな形でも優秀なスタッフという、ここに書いてございますけども、モータリゼーションの中ですから、ここに病院経営にしても何にしても車で来られるのは大抵でございます。

次に、Q5、「市立病院が整備されないとどうなりますか」。「市が特定の民間病院に対して巨額の財政支援を行うことは違法です」と言い切っておられますが、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 巨額の財政支援を行うことについてでございますけれども、これについては広報に記載しておりますけれども、調査した結果でございますけれども、仮に野洲病院が現在の場所で病院を継続運営する場合に、先ほども議員も触れておられますけれども、耐震工事費、あるいは休診による減収、医療機器の調達費用、こういったことで15億円、あるいは20億円近い巨額の費用が発生するということになります。こうしたことを民間病院に対して全額支援をするということに対しましては、妥当な支援ということにはならないと、こういうふうに考えてございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 今、ちょっと20億円と言われましたけれども、巨額な財政支援とはどこまでを言われているんですか。30億円なんですか、50億円なんですか、あるいは20億円ですか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ただいま申しましたように野洲病院をそのまま継続するとすると、今、耐震化工事で6億円、あるいは休診による減収9億円ということで、合わせて15億円というようなことになります。あるいは、医療機器の調達費用、こうしたもの、当然、どこまでを巨額というかということになりますけれども、これは常識的に考えて巨額な額であるというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 地方自治法の232条の2に普通地方公共団体はその公益上必要である場合においては寄附または補助をすることができるとなっております。この法律はどのように解釈すればよろしいんですか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） この地方自治法の規定では客観的に公益上の必要を認定する必要がございます。この場合、医療法人が経営する病院運営に係る全ての建設費用、あるいは医療機器費の全額について補助を行うということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、公益上必要性を合理的に立証できる根拠はないというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、市独自で工場立地におきまして大きな補助金を出しておられるのは、これも問題はないんですか。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） これまでからこうしたいろんなものに対する補助をいたしておりますけれども、やはり問題がある補助がこれまでからあったというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） ああ言えばこう言うてくる問題がいろいろありますけれども、私としては不満を抱いておりますけれども、最後に、答え分中に市民の皆様が誤解するような表現がございます。それは「赤字という借金や補填をしなくてはならないというイメージですが、そうではありません」という文章では、まるで赤字であっても借金や補填をしなくてもよいと解釈されたり、「帳簿上の支出には、実際にお金が出ていくわけではない『減価償却費』があり、この額を加味しない資金余剰は2年目から9,000万円の黒字です」、この表現は減価償却は企業会計上さほど必要ない勘定科目と誤解されたり、2年目からの損益が9,000万円の黒字になると誤解されます。また、毎年の資金繰りが十分可能だと見込んでいます。あたかも2年目以降資金繰りが順調に行けるような表現になっています。「広報やす」は野洲市民に対して情報伝達する最大の媒体であります。しかも、広報に市民の皆さんに誤解を与えるような記述があってはなりません。修正文を9月の広報で出すべき考えますが、いかがお考えか、伺います。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 今回、このご質問にもお答えをいたしておりますように7月号の広報の各記載内容につきましては、先ほどから説明をいたしておりますとおり、特に誤解を招くものではないというふうに考えております。また、過日の7月12日に開催いたしました市民病院を考える市民集会におきましてもこの7月号の広報と同様の説明

をいたしております。そうしたことから、7月の広報の修正文の必要性はないというふう
に考えております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 誤解がないという、皆さんの頭がよいと思います。私は誤解を
いたしております。はっきり言うて、これは誤解より他に何も無いということでございま
す。

また、交付金の問題でございますけれども、起債が認められたものについては交付金が
もらえましょうが、運営費については定かでないと思われるか、いかがお考えか、お伺い
いたします。

○議長（梶山幾世君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 病院運営に係るものに限りませず、地方交付税の算定
基準、これについては地方交付税に関する省令で定められているものでございます。それ
はほぼ毎年改正をされるものでございます。このことにつきましては議員もご承知のこと
と存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） それでは、次に移ります。吉川地先における動物飼育について
をお伺いいたします。

吉川地先において動物を飼育しておられることについてでございますが、既に吉川自治
会長より連絡がございまして、飼育の実態を見聞されたと思います。私も2月末に吉川自
治会長より連絡を受け、早速現場を検分させていただきました。敷地の中には入れません
ので、近くより観察いたしました。動物取扱業者として2006年8月31日に登録さ
れていますが、動物の愛護及び管理に関する法律並びに第1種動物取り扱いが遵守すべき
動物の管理の方法等の細目を遵守するよう指導しています。具体的には清掃を中心とする
管理面と施設の補修などの設備面となっています。このように指導を受けていながら現場
確認してみますと、具体的には清掃を中心とする管理面ができていないように思われま
すが、いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 坂口議員の吉川地先における動物飼育についての動物
取扱業者に対する清掃を中心とする管理についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の施設の管理面と設備面につきましては滋賀県動物保護管理センターの指導のもとで行われておりますので、市では適正かどうかの判断をする立場ではないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 次に、悪臭についてどのように対処されているのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 悪臭についてのご質問でございます。

滋賀県動物の保護及び管理に関する規定により、滋賀県動物保護管理センターが指導される立場でございますので、詳細については把握をしておりません。

なお、市におきましては悪臭防止法に基づきまして、過去に対応した事例がございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 次に、動物保護管理センターの法遵守の取り組み方についてお伺いいたします。第1種動物取り扱い業登録業者において他法令に違反することが判明した場合は当該法令を所管する部局の指導に従うよう指導しております。文書指導で、平成27年1月27日及び27年3月11日と回答されておりますが、これらについて環境課に事実確認を行ったところ、関係課と協議を行っているとのことでございます。その後、再三、環境経済部並びに都市建設部に寄せていただき、その結果を報告していただきたいと申し述べておきましたが、いまだ報告がないということはどういうことなのか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 環境経済部におけます課題のうち、臭気等につきましては以前にお答えしているところでございまして、その他の課題につきましては、この課題につきまして平成12年以前の旧中主町時代の事案でございますので、現在、整理している段階ではございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 報告がないということでございますけれども、本年6月

26日に住宅課へ来庁をされております。動物飼育施設の問題等についての経過を確認されました。内部協議での見解は建築確認及び開発許可以前に農地法違反であることの是正が先決であるというふうに説明をさせていただいたところでありまして、住宅課から改めて報告する必要性はないものと判断しております。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 都市建設部長が今述べられましたけど、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により優良農地を勝手に転用できるのか伺うと。これはできないと思いますけども、伺うまでもないけども、それはできないと思います。また、それぞれの法の何条に届け出たりをしなければならないか、教えていただけますか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 議員ご指摘のように農地を勝手に転用できるのかというお伺いですが、自由に転用することはできません。また、それぞれの法律に関する申請関係につきましては農業振興地域の整備に関する法律第13条と農地法第5条に基づく手続が必要となります。

○議長（梶山幾世君） もう一度、もう少し大きな声でお願いできますか。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 手続につきましては農業振興地域の整備に関する法律第13条と農地法第5条に基づく手続が必要となります。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） まだ近くに資材置き場的なものを、またコンテナとか、あるいはこれは適当なものがございますが、これも前質問と同じように勝手に転用できないか、お伺いいたします。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 先ほど答弁しましたとおり、自由に転用することはできません。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） これは勝手に転用できないということは農地法でいくと5条ということですけども、やはり転用されてある部分について、いわゆる建物も建ててあるんですけど、これらについて農業委員会としては、やっぱりある程度の手続を踏んで、いわゆる撤去なり何をする法律を守ることが大事なことだと思うんですけども、そこら辺の指導は徹底されていますか。

○議長（梶山幾世君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹中 宏君） 農業委員会につきましてはちょっと私が所掌するところではございませんので、ちょっと発言はやめておきますけれども、この事案につきましては平成12年以前の事案でございます、いずれも法手続がされていない状況でございます。市といたしましては、今後の方針については市内での関係各課、あるいは県との協議を進めながら、また農業委員会へはこの情報提供をすることによりまして、それぞれ協議をして当事案についての課題解消に向けて進めていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 坂口哲哉議員。

○18番（坂口哲哉君） 通告はいたしておりませんが、これらの問題について野洲市内で優良農地を宅地造成されておられる場所があるかと思えます。そういったものを今後とも農地法の問題等を含めて、徹底した指導をしていただきたいと、こういうふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（梶山幾世君） 次に、通告第8号、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、大きく2つの件について質問させていただきます。

まず1つ目が肺炎球菌ワクチンの接種についてです。

まず1点目に、昨年度の平成26年10月から高齢者を対象として肺炎球菌ワクチンが定期接種となりました。肺炎は日本人の死因の第3位であり、死亡者の95%以上が65歳以上の方であり、肺炎で一番多い病原菌が肺炎球菌であります。この肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状で済む効果が期待されます。

定期接種の対象となる方は65歳から100歳までの5歳刻みの方となり、60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方は接種することができるというふうになっています。

接種費用は7割が国の補助で、自己負担額は2,500円となり、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方は約2週間前までの事前に健康推進課で手続をすると無料となるとあります。ただし、対象年齢の方であっても過去に成人病、これは高齢者用ですが、肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は対象外となるとあります。

まず、昨年度に定期接種された方の数をお尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 太田議員のご質問の昨年度に定期予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種者数ですが、947名でございます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 2点目に、本年度、現時点の定期接種された方の数がわかれば教えてください。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 本年度の現時点での定期接種者数につきましては6月末現在で118名でございます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 3点目ですが、制度が始まった昨年10月から現時点までのそれぞれ5歳刻みの対象者の方の総数と定期接種された方のそれぞれの数がわかれば教えてください。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 昨年度10月から現時点までのそれぞれ5歳刻みの対象者の総数と定期接種者数につきましては、60歳以上65歳未満で接種対象となられた方がお一人で、次に年齢順ですけれども、65歳の方は1,560人に対しまして接種されたのが369人、70歳の方は1,106人に対し接種されたのが287人、75歳の方は1,001人に対しまして接種されたのが211人、80歳の方が652人に対しまして96人、85歳の方が472人に対しまして59人、90歳の方が255人に対しまして37人、95歳の方が70人に対しまして3人、100歳の方が13人に対しまして接種された方はこの年代としてはなしです。101歳以上の方が6人に対しまして接種をされた方がお二人で合計接種対象者数は5,136人で接種をされた方の数は1,065名でございます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） ありがとうございます。数的に率を見ると、ちょっと少ないような気がしますが、過去に受けられた方ではなくて、初めて受けるチャンスがあるということで各年齢の対象者で何人受けたかということを知りたいんですけど、その率がちょっと少ない、今、初めて知りましたんですけど、少ないように感じますが、そこら辺はなぜかという

原因は把握しておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 率、今の申しあげましたのは昨年10月から今年6月までの合計でございますので、昨年の数だけでいきますと、昨年10月から3月末まででございますと、接種率にしますと37.6%という状況でございます。ただ、今年度につきましてはまだ6月まででございますので、4.5%ということで少なくなっておりますが、なぜか言われると、おのこの皆さんの意識なりということになってこようかなと思います。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） ちょっと率的に少ないので、啓発する必要もあるのかなとは思いますが、次の質問に移ります。4点目ですが、この肺炎球菌ワクチンの定期接種は国の制度として65歳以上で1度も受けたことがない方々に対して、1度だけ接種ができる機会を与えるというのですが、制度そのものとしてはすばらしいものであるというふうに思っています。しかし、今、数を教えてもらいましたが、現時点のこの制度として平成30年度までは100歳までの5歳刻みの対象者の接種補助というのが可能ですが、平成31年度以降は新規で65歳になる方だけというような制度に今なっています。

この肺炎球菌ワクチンは1度接種をした後、5年以内に再接種すると注射部位が赤くなるとか痛くなる、かたくなる等の副反応が強く表れやすいというふうに言われていまして、このワクチンは1度接種すれば、効果が一生続くものでもないと言われております。このように5年を過ぎた後も定期的に接種する必要性というものが表れていきますが、これは自己負担のみとなると8,000円ほどにもなりますし、かなりの高額ですね。年金生活者の高齢者の方々にはなかなか大変なのではないかというふうに、大きな負担になるというふうに思います。

過去には75歳以上の方を対象に滋賀県後期高齢者医療広域連合の接種費の一部補助、これは5歳刻みなしで、自己負担額は3,000円という制度が今回のこの国の制度が始まる前にありましたが、それも今はなくなって、要するに現時点では平成30年以降は今回の65歳の方以外は全て自己負担となるということですが、こうした状況からも国に対して肺炎球菌ワクチンの定期接種補助を継続して行えるように要望していくべきだというふうに考えますが、それに対しての見解をまずお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 国に対する肺炎球菌ワクチン定期接種補助の継続に関する要望への見解についてでございますが、現段階の国の考え方といたしましては現在、経過措置として実施しております5歳刻みの実施は平成30年までで、その後31年度以降は65歳の方を接種対象として継続して実施していくこととなっております。また、再接種につきましては厚生労働省の厚生科学審議会の中で引き続き検討するとされておりますことから、要望の予定はございません。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 要するに、政府は今検討されているということですね。再接種も可能になるかもしれないという、今の答弁の認識は間違っていますか。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） おっしゃるように可能性はあるかもしれませんが、その安全性であるとか必要性について引き続き検討すると、このように協議されている記録が残っております。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 安全性、必要性ということは、要はこれを定期的に接種していった方がいいか悪いか、そのものも今検討されているということですね。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 今、検討されているのではなくて、これは昨年の審議会だったと思うんですけども、そこで今後引き続き検討するとなっておりますので、現在、それがどのような形で進んでいるかまでは把握はしておりません。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） わかりました。今からまた続きの話をするんですけど、どっちにしても、国に対して継続して行っていくことを求めていくことが必要やと、まず僕は思います。

5番目の質問に移りますが、市民の方から以下のような相談を先日受けました。これは今回のこの制度が始まる前の平成24年の時点で64歳のときにかかりつけ医の勧めで肺炎球菌ワクチンを自己負担で接種をされた。5年間は副反応のこともあり、再接種ができないということはわかっていましたが、テレビでも今回のこの国の制度は報道、コマーシャルでもよくしていたのを見られたらしくて、今回、この制度に乗れるかどうかということをもっとも保健センターに相談したいと思ったところ、今回のには対象者とはならな

い。5年未満ということ、まだ5年も経っていないのでというのもあるんですけど、じゃ、その後に受けられるのかということも聞いたけど、それもできないということを言われて、物すごく不服に感じておられるということです。

要はこの制度そのものは国の制度であって、初めて受ける人だけ1回チャンスありますよという制度なんですけど、その層の対象者であっても接種しない人というのもしるかもしれないのに、接種したいと思っている人が、要は、自分たちは自費で払ったのに、健康の意識も強くて先に受けたのに受けたいと思ったときに補助も受けられないというのは不公平だというふうに言われておられて、そのことでちょっと保健センターとやりとりをされて、いろんな誤解もあったみたいですが、あったそうです。僕も直接話は聞きに行っただけですけど、何件かこういったような声もあるということも聞いたんですけど、そのことに対してどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 定期予防接種導入前に接種された方に対しての見解でございますが、定期予防接種導入前に全額自己負担であっても接種をされました方は自ら健康を守るという予防の視点で接種をされたものと受けとめております。また、定期予防接種導入後の対象者についての不公平感についてでございますが、導入前に接種された場合は再接種となり、厚生労働省の厚生科学審議会において科学的根拠により議論され、制度として定期予防接種の対象にはならないと定められたものでございますので、このことから市としてはこれを遵守すべきと考えますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 今、説明されましたけど、国がそういうような制度としてつくってやっているから仕方ないと言ってしまったらそれまでなんですけど、やはり私が今回話を聞いて公平性という観点から課題があるなというふうに思ったんですね。同じ税金を皆さん払っているのに先に自分で受けて、制度が始まった後に受けたいと思っても補助を受けられないというところが、今後は受けたい人は65歳になった方は受けられますね、とりあえずはずっと。でも、その前に受けた方が何の補助も受けられないというのは、不公平感を感じるというのは確かにそういうことだなというの僕も感じました。

この肺炎球菌ワクチンの接種は接種目的が肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状で済む効果が期待されると先にも述べましたけど、そういうように高齢者の健康増進としての

役割であったり、病気の重症化を防ぐことで医療費の抑制にもつながるとのことなので、もちろん先ほども言いましたけど、こうした制度を継続して続けていけるように国に求めるなり、もしくは、例えば1度も受けておられない方は1度接種できると、国のお金でということですね。でも、それを以前に1回受けられた方は乗っかれないというところの不公平感があるので、以前1度受けられた方でも、例えば1度だけでも補助を受けられるなり、そうした市独自の制度として行っていきなり何なりしていくことが必要なのではないかと思います。そこら辺に関してどのようにお考えか、お聞かせ願います。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（玉田善一君） 不公平感というところでございますけれども、市民であるから税金を払って、市民であるから市の制度にあるもの全てを受けられるという、受ける権利があるというものではないのではないかなと思います。市民でもおのおのその制度に合致した必要な受益を受けることができる、こういうのであるのではないかなと思いますし、また、この肺炎球菌ワクチンにつきましては先ほども申し上げましたその審議会の中で有識者が議論されて、その科学的根拠に基づいて1回ということの設定をされましたものですから、私どもとしてはそれを遵守するものであり、またそれを単独ですべきものではないというふうに考えております。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） なかなか市独自ですぐすればということで、はい、やりますというものではないとは思いますが、先ほどもこの受診率がまだ低いということもあるので、受けたくても受けられない、不服感を感じられている市民もおられる中なので、受けられる方にはしっかりと100%受けられるようなふうにしていってほしいと思います。

継続して、先ほども、国の方でいろいろ考えられてということですが、こうしたワクチン接種が継続的に必要なものであるとするならば、1回だけでいいんじゃなくて、定期的に行えるようにまた国の方にも求めていってほしいということを求めて、伝えて、訴えておきたいと思います。

次の質問に移りますが、介護保険制度の改悪についてということで、大きな2点目で質問させていただきます。

まず1つ目ですが、消費税10%への増税とセットで進められた社会保障税一体改革では日本の社会保障は自助の共同化としての共助が自助を支え、自助、共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組みが基本とする考えのもと、憲法第25条が国民

に保障した生存権のために国が果たすべき責任を否定し、自助、共助を社会保障の基本とする考えで今進められてきています。この社会保障改革の中心的な内容が医療、介護分野であり、高齢化の進展により、疾病構造の変化を通じ、必要とされている医療の内容は病院完結型から地域全体で治し、支える地域完結型に変わらざるを得ないというようにも日本は言い切っています。

すなわち効率的な医療提供体制と称して、2025年に向けて病床機能を再編し、病床数を削減し、病院追い出しを促進しながら、その受け皿として地域包括ケアシステムプラス費用負担の強化を進めるというものであります。その1つが現在、野洲市でも新病院建設に向けて大きな影響を受けていますが、これが滋賀県が策定している地域医療ビジョンでもあり、医療機関では病床機能、高度急性期、急性期、回復期、慢性期をとというものを報告させるという仕組みというものを持ち込んでいます。これはさらに行政の医療機関への関与を強化し、医療計画に定める以上の病床を整備させないためにペナルティーも科すことができるというものでもあります。市町村に対しては在宅医療、介護連携事業をはじめ、受け皿となる在宅介護を支える地域包括ケアシステム構築を求め、その中心として介護保険サービスから介護予防、生活支援サービスを切り離し、住民主体の互助サービスへ移行させていく要支援サービスの見直しとなっているというのがこの介護保険制度の大改悪の全貌であります。

こうした制度改悪が進められていく中、要支援外しや特別養護老人ホームへの入所を原則要介護度3以上に限定などの問題点を以前に一般質問でも質問し、改善を求めましたが、さらに本年度の8月からこれまで一律1割負担であった利用者負担を所得によって2割負担への引き上げが既に実施されており、市民への負担強化が行われています。

まず、この2割負担となる方々の対象者の基準というものをお尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 太田議員の介護保険制度の1点目の質問で、2割負担となる対象者の基準についてという部分でございます。本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得を足したものの、その合計が単身の場合ですと280万円以上、また2人以上の世帯ですと346万円以上の方が2割負担となります。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 2点目に、この対象者の人数をお尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 対象者の人数でございますが、平成27年8月1日の適用分の介護保険認定受給者は2,048人でございます。うち2割負担の方は191となっております。約9.3%でございます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 3点目に、金額としてどれぐらいの影響があったのかをお尋ねします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護保険制度の改正が8月1日からでございますので、8月の利用分から当然適用となります。ただ、8月の利用分の請求そのものにつきましては翌月の今月9月分に請求が参りまして、国保連合会の方で審査をいたします。それに基づきまして、事業所等にも10月に請求という形になりますので、現在の今の時点でのということでの金額というのは把握できません。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 今回、191名の方が市内で影響を受けるということですね。先ほど基準もお聞きしましたけど、全国的には住宅サービス事業者の15%、約60万人、施設利用者の5%、約5万人の人々が一挙に最大2倍の負担増になるというふうに言われています。これまで1割負担でもかなり大きな負担というふうになっているのに、2割となると必要であってもサービスが利用できないという事態が引き起こされかねないというふうに危惧しています。また、年金収入だけでは足りずに預貯金を取り崩して生活をしている高齢者の方々の暮らしもさらに悪化させてしまうことにもなるように思います。こうした制度改悪についてどのように考えておられるのか、見解をお伺いします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 制度の改正についての考え方という部分でございますが、改正前につきましては確におっしゃるよう所得にかかわらず一律という形でサービスをいたしておりました。ご承知のように今後の団塊の世代の方々が75歳以上となります2025年以降にも当然、こういった形で維持、持続が可能な制度となってくると、このように思っております。65歳以上の方のうち、一定以上の所得のある方につきまし

てはサービスが今回2割ということでご負担をいただくということになるわけでございます。

これにつきましては、いわゆる年金収入の上位の20%がそういった方々で位置を占めていると、こういうようなことで見込んだものでございますが、こういったことで、今回、そういった一定以上の所得がある利用者の方々についてはそういった部分で2割負担で進めていくと、こういうようなことでございます。

ただ、2割負担となりますけれども、その方々の全員が月々の負担が2倍という形になるわけではございません。上限の枠もございますので、またそういった上限の枠を超えた部分につきましてもまた高額介護サービス、そういった分の支給もございますので、そういった部分での制度を利用して進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） そもそもこの2割負担増となるボーダーラインの根拠というのは、なぜそうなったのかはご存知かどうか、お聞きします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 2割負担のボーダーラインの根拠ということでございますが、利用者負担を2割とする水準につきましてはモデル年金や平均的消費支出の水準を上回っており、かつ負担可能な水準として被保険者の上位20%に該当する人を基準としております。具体的には合計所得金額というのは160万円以上の人を基本としておりまして、改正後の介護保険法の第49条の2及び第59条の2により160万円ということで定められておるものでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） では、今、お話しされたのは私も知っているんですけど、この根拠そのものがもう崩れているということをご存知でしょうかね。そもそも政府が説明してきたこの負担増のボーダーラインというのは年収359万円のモデル世帯では毎年60万円貯金がふえ、介護サービス利用料が2倍になっても負担に耐えるというふうにしていて、今はそもそもスタートですね。しかし、高齢者の多くは年金収入だけでは足りずに預貯金を取り崩しながら不足分を補っているのが実態だということで、総務省の家計調査で

も平均で毎年63万円も不足して預貯金を取り崩しているこのボーダーライン付近の人たちがというデータも出ています。

要するに、先ほども言うておられていましたけど、厚生省のモデル世帯が60万の余裕があるのは根拠がない捏造というべきもので、やはりこれは参議院の厚生労働委員会において、日本共産党の小池晃議員がこの統計データのごまかしということを指摘しました。このことによって、厚労省の大臣は資料の撤回を表明して、撤回したんですけど、やりくりしていただければ負担可能というように言いかえる資料に差し替えただけで、要は高齢者世帯の消費支出を大幅に切り下げてでも介護サービス利用料の2倍化に耐えろと言っているような暴論だということで、結構これ問題になっています。

現在でも年金の連続切り下げで、消費税の増税、介護保険料と医療保険料の引き上げなどなどで、高齢者の生活というのは本当にやりくりで現在追われているというのが実態で、この厚労省がモデルとする世帯に近い収入階層でも預貯金を取り崩して生活しておられて、そのようなやりくりなどできないということが明白であると。

今、野洲の市民、今も200名近く方が影響を受けられて2倍になられる方がどういった現状にあるかということも把握しておられていますか。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほど人数で対象となる方が191名ということでは言わせていただきました。この方々につきましては介護保険の負担割合で認定をされた方の中から審査をしたものでございまして、いずれにしましても、まず前年度所得でないと所得ははかれませんので、前年度所得に応じた金額で水準を計算したものでございます。こういったことで一定なその方々につきましては一定な所得があるというようなことで今回2割ということでは上げさせていただきました。これにつきましては先ほどの繰り返しになりますけれども、介護保険法の中の準拠をして進めていきたいとこのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 先ほどから何度か言われています、一定の所得がある方、上位20%ということでは言われているんですけど、実態として今回2倍になった方からちょっとお話を聞いてきました。本当に収入がふえているわけではないのに利用料が2倍になって大変だと、2万円代だったものがもう5万円ぐらいになるということで、負担はふえると。

先ほど全国平均でこのボーダーラインの方々の方が60万円ぐらいの預貯金があるから負担可能やというふうに言っているけど、実際は60数万円の取り崩しをされているということデータをいうか、そういうことが出ているんですけど、僕が聞いたこの方も、それぞれ家庭の事情があると思うんですけど、例えば、このある方は息子さんと2世帯で住むつもりで家を建てて、その分のローンが毎月10万円、今もずっと続らしいんですね。いろいろ事情があって、息子さんはそこには一緒に住んでなくて、要は夫婦2人で住んでおられるんですけど、家のローンもあり、介護保険料もこれだけ倍になるということで、やはり現状、耐えられるのかというたら、大変厳しいと。本人は奥さんの年金が少ないので、じゃ、私の年金はもうもらえないようにして、それなら基準から下がるので、利用料が倍にならないから、もうそうしたいと。それは制度上はなかなか無理ですね。でも、そうしたいと思うぐらいひどいのよ、大変なのよということをおっしゃっていただきました、8月から上がったことに関してね。

要するに、本当にこんなふうに負担増が大変ということは、やはり認識してもらおうことがまず大事だと思うんですよ。先ほどから国の制度で一定の所得があって上位20%の方やから何とかなるというような認識でおられると、やはりそれは市民の実態と合っていないということになると思うので、まずそういった認識を、市民の実態をつかんでもらうことが大事だと思います。

今回、この参議院の附帯決議の中で一定以上の所得者の利用者負担割合の引き上げに際して、基準額を決定するにあたっては所得に対して過大な負担とならないようにすると共に、必要なサービスの利用控えが起きないように十分配慮するということを政府に求めています。今回、市町村そのものが新たな業務としてこの負担割合の判定であったり、負担割合証の発行であったり、そうした事務が生じて、行政そのものの職員の皆さんも大変だと思いますが、こうした附帯決議があるように、大事なものは必要なサービスの利用控え、やっぱり大変なので、じゃ、サービスを受けるのをやめようということが起きないように十分配慮した救済、軽減、緩和策などを市独自の軽減措置を行っていく必要が、やっぱりあると思うんですね。

そういったことを踏まえて、改めてどのように感じられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほどもちょっと回答とちょっと重なるかなとも思いますので、あれですけれども、基本的に先ほどお答えさせていただきましたように、本

来でその方々の年金の収入、そういったものから、やはり公的な税控除等を控除させていただきまして、そうした中で年金合計所得というのが出してくておるのが実情でございますので、そういった一定の所得のある方についてはこういった取り決めの形で進めていきたいということの思いでございます。ちょっと先ほどと同じような回答でございますけれども、そういう思いでございます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） ちょっと平行線になっているので、次の質問に移らせてもらいますが、6点目ですが、今回のボーダーラインの合計所得160万円以上個人単位の方式というのはさまざまな問題があります。その1つとして、前年度の合計所得なので、介護サービスを利用する年に年収が減っていても、その年は2割負担とされてしまうという問題です。例えば、65歳以上でも現役で働いていて、給与収入がある人が突然脳梗塞などで倒れて、重度の要介護状態となって失業した場合など、その年と翌年は2割負担というふうになることになって、この介護の初期で一番費用がかかるというときに莫大な負担となる。また、年金が少ない人でも、例えばいろんな事情があって自宅を売り払った、売った場合など、その所得は合計所得とされるために翌年度の1年間は2割負担となる。こんなふうには、このような不合理、不利益についても、やはり自治体の主体性を発揮して、改善していくことが必要やと思いますし、高齢者の方々の暮らしや健康を守る必要性というのはこの行政の責務だとも思います。

なので、今言ったようなケースが起こり得ると思いますが、それにはどのように対処されていくのか、お聞きします。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほどちょっと脳梗塞というようなことも言われて、ちょっと例を挙げられたのでございますけれども、先ほどの例からいたしますと、たちまち脳梗塞で万が一倒れられて仕事の方も支障が出てというようなことでございますと、たちまちすぐさま介護保険制度ということにはならないと思います。まずは治療を受けていただくことが先決でございます、いわゆるそういった場合には医療行為、医療保険という部分での治療を受けていただくというようなことになろうかと思っております。その治療を終えていただいた後、万一介護保険制度を利用しなくてはならない場合にも、それはならないとも限りませんが、そういった部分については、前年の所得が先ほどと同じでござ

ございますけども、そういった形での取り扱いになるかと、このように思いますので、あくまでも所得については前年度の所得ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 今、厚生省の方で夫婦世帯の場合は本人が所得160万円以上であっても、配偶者の年金が少ない場合などは1割負担に戻す等のわずかな救済措置を打ち出しているとあって、これ、2014年8月17日の事務連絡ということなんですが、こうした救済措置ということを野洲の中でも当てはめて行うことはできるんですか。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 今回の特定の入所者の介護サービス費ということで対象にできる部分がございますが、まず、この27年8月1日から、先ほど言いました特定入所者の介護サービス費の給付の要件というのも改正をされております。住民税の非課税の世帯におきましても、世帯分離をしている配偶者の住民税の課税の場合でもそういったことが言えますけども、そのサービスについての適用はできるということでございます。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） ちょっといま一わからなかったんですが、大事な点は、要は2割負担になって利用控えをされる、介護が必要なのに負担が大きいからもうやめておこうかなど、我慢しようかなと思われることが、僕が聞いている方もそういうことを言われていたので、余り負担が大きいのでね。そうならないようにしていくことがそのことでさらに重度になって、長い目で見れば、それがまた行政の市の負担にもなるので、その点を一番危惧しているところです。だから、その実態というのをしっかりつかんでもらって、大変だという状況を把握してもらいたいと思います。

最後になりますが、7点目、住居費や食費の自己負担が軽減される介護保険負担限度額への更新手続、今回のことについてですが、についての認定書の有効期限が7月31日となって、先月の8月の頭に更新手続ということで必要性があるということでされていると思うんですけど、これについても今回の制度改悪によって、所得の閲覧、預金残高のपी提出というものが新たに加わりましたが、野洲市としてどのように行っておられるのか。守山市ではここにファックスをちょっともらっているんですけど、ここに、申請書類のところに更新手続についてということで本人にこれが郵送されるんですけど、預貯金等の写し、銀行名とか支店とかのものが必要だと、配偶者、親の場合は本人と配偶者分2名分を

コピーで送れというようなものです。これ、かなりひどいんじゃないかなと、個人のプライバシーも何もない、全部さらけ出して出せということが今回新たに国の方がこうしろということで、守山市はこれをもう8月からやっているということです。

これ、同じように野洲もやられているのかどうかをまず確認したいと思います。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 7点目のご質問ということでございまして、更新の申請についての際の所得の確認ということで、ちょっとの先ほどの回答とちょっと不具合があって申しわけございません。7点目の回答といたしまして、平成27年8月1日から特定入所者の介護サービス費給付の要件が改正をされました。それによりまして、住民税の非課税の世帯であっても、また世帯分離をされている配偶者がおられる、住民税が課税をされた、こういう場合におきましても、また預貯金等が単身の場合ですと1,000万円を超える金額の方が対象であったり、あるいは配偶者も含めてご夫婦で2,000万円を超える場合の対象、こういう方の場合については、今回のサービスの給付を受けていただくのは対象外となります。

そういったこともありますので、野洲市におきましても、プライバシーという部分がございませけれども、申請の際にはご本人及び配偶者の方の通帳の写しの添付をお願いいたしております。中には事情によりまして、写しを添付できない、困難な方については金融機関への照会という形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） 野洲市もやっているということでちょっと今ショックを受けたんですけど、これはさすがにひどいんじゃないかなと思います。これをされる職員の方も仕事が大変だと思いますけど、例えば、兵庫県ではこれはもう行わないということを決めておられます。やはり、問題が大きい。誰が聞いてもそう思うんですけど、野洲市が今こうやってされているなら、こういったものも、制度そのものも悪いんですけど、それをこうした形でまた個人のプライバシーを侵害するようなことをすることはやめるべきだと思いますが、どうですかね。

○議長（梶山幾世君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） やめるべきという質問でございませけれども、一定、こういった世帯につきましても確認をするべきものというものになりますと、そういった

形で添付をしていただいで確認をする以外に何とか方法はないかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（梶山幾世君） 太田健一議員。

○7番（太田健一君） これもなかなか平行線ですが、僕、先日たまたまあるNHKの番組を見まして、ちょっと話がそれますが、親子の共倒れを救え、防げという番組をやられていて、これは何かというと、今、時代はすごく変わって、家族、親子で住んでいるなら、みんな安心やという今までの認識でいましたけど、実態は生活保護を受けられているひとり暮らしの高齢者、お父さんのところに息子が介護をするために、脳梗塞で倒れて、いつ倒れるかわからない、介護のために40代、50代の人が仕事をやめて帰ってくる。そのことによって生活保護を受けられなくなって、制度上無理ですね、これは制度の欠陥と言われますけど、息子さんは仕事も見付からない、40代、50代で再就職しようと思えば、そのことで共倒れしていくということが今もうほんま全国的に広がっていると。

野洲の中でも潜在的におられるのかもしれないんですけど、要はもう本当にそういう社会保障の制度、今の話は生活保護の制度の欠陥であったり、非正規がふえたというところら辺の問題というのも大きな分野で絡んでくるんですけど、要は社会保障制度ということは本当に求められる。

先日もこの議会初日で、採決で安保法制の廃案に対することが残念ながら僕たちが反対ということに対しては通りませんでした。要はそうした戦争で議論して、軍備にお金をかけていってということよりも、今、これだけ大変な現状があるというところに社会保障がこれからかかる、もっともっと、今でもほったらかしにされて、何とか変えなきゃ、現状を無視してはいけないというところがあるので、そういったところに手厚くしていくということが必要やと思う。それ、今、市に言っても仕方ない。国の制度として変えていかなきゃならないところがありますけど、でも、市で対応できるところ、救済措置であったり、先ほども僕も何度か紹介しましたが、市として市民を救っていけるという手だてもたくさんあると思うので、まずは今、大変だと、高齢者の方々が大変な状況になるという認識を持ってもらって、今後、対応していってほしいと思います。

以上です。

○議長（梶山幾世君） お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明4日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後4時34分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年9月3日

野洲市議会議長 梶山幾世

署名議員 市木一郎

署名議員 丸山敬二